

屋を存す。外に薬師堂あり。

本地は年月不詳小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字市場

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして、大字大苗代・同牧野ともに信達宿と呼ばれ、御所村と稱せしが、後市場村と改む。市場村と改めしは市場のありしに依れるものならん。字地に唐金新田といへるあり。國道即ち紀州街道に沿ひて人家軒を聯ね、往時より高野參詣の宿場となりて信達宿の名を爲し、熊野行幸のとき、止宿所となりて御所の設けられしより御所村の名起れりと傳ふ。

後鳥羽院の御幸記に、信達宿の廐戸御所と見ゆるもの一にして、御所名に廐戸の文字を冠せるは、宿場に因めるものならんか。宿場には本陣ありて、小川信左衛門の累代勤むる所なりしが、のち角谷與右衛門の勤むる所となりて明治の後に至る。同家の書類に依れば、同家の先代は木下太夫といひ、小川家ともに本地の舊家にして、白河法皇熊野行幸のとき、母屋に「つの屋」を出して御座の間を作り、以て御宿に充て奉りしを以て、角谷の姓を賜ひ、角谷太夫と呼ばれ、慶長甲十一月朔日角谷與右衛門のとき、白河法皇御宿の由緒を以て除地と定められしといふ。岡部氏の所領となりし後、本陣たりし小川家故ありて闕所となりければ、同家は命ぜられて本陣を勤むることとなり、本陣屋敷は今の同氏邸の外、東南角なる村役場の敷地及び西南角なる田地を含める壹千四拾參坪五合の所にして、其の紀州街道に沿へる東北角に人馬繼立所を設けられ、南部には幹園參丈にも及べる老松ありて、本陣屋敷の舊きを語りしが、明治維新後宿場廢止の後、本陣を勤めし由緒を以て同家に下附せられたるもの、故ありて村方と折半し、其の五百貳拾壹坪七合五勺は同氏の有となり(今角屋子代)、其の五百貳拾壹坪七合五勺は村方持となりて、西南角は開墾せられて田地と化し、東南角なる紀州街道に沿へる所に建てられたるもの即ち今の村役場是れなり。

御幸記 建仁元年十月七日、入信達宿廐戸御所、葺葺三間屋如例、戌時許有召參御前、奉和歌二首、

曉初雪 いろ／＼の木のはの上に散りそめて雪はうつますしのゝめのみち

愚

歌

山路月 袖のしものかけうちはらふみやま路もまたすへとをき夕月夜かな

希 有

讀上、人々詠吟即退出、内府宰相中將・大貳三位中將・下官長房・定通・通方・信綱・家長・清範等也、

菖蒲笠山

砂川

西北は平垣なれども、東南は山岳連亘して中に菖蒲笠山あり。新家村大字新家の千代見笠山・躑躅笠山と併稱せられる三笠山の一にして、山勢緩かに姿態愛すべし。而して同山を背景として白砂を布けるは謂はゆる砂川なり、砂の水を流せるを以て此の名あり。然れども水は降雨の時にのみ流れて平時にはなし。一脈の山脚走れる支峯にして、全部白砂質なるを以て、雨水に削られて崩壊し、伏せる所あり、峙てる所あり、峙てるものは飛龍の形を爲し、伏せるものは猛虎の蹲れるが如し。巨蛇は蟻蜒し、群猿は手を連ね、家屋然たるあり、船舶然たるあり、達磨は踞し、布袋は座し、毘沙門天は立てり。一谿一谷各其の趣を別にし景を異にするも、一雨來らんが忽ち新形となるを以て、其の伏したものは峙ち、峙ちたるものは伏し、家屋は船と換り、船は家屋と變じ、猛虎は飛龍と化し、飛龍は羅漢現れ出づる等、昨日の觀は今日に見るべからず、今日の景は明旦を期すべからず。故に雨ふる毎に千變萬化して端倪すべからざれども、其の體々たる白雪界たるは終始一貫せり、蓋し地方の一奇觀なり。且其の附近は躑躅の花盛に開くを以て、花時に至れば更に風致を添へければ、四方より來賞するもの少からず、往時は岸和田城主岡部侯も曾て一日の清遊を試みられしといふ。

稻荷神社

稻荷神社は西方字廣垣内にあり、豊受毘賣大神を祀れり。天仁元年の勧請なれども、中世の沿革は明ならず。明治五年村社に列し、同四十三年九月十二日宇牛神の村社牛神社(不詳)・字赤井の同梅宮神社(不詳)を合祀し、大正六年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられし梅宮神社は一に赤井神社と稱し、其の舊地は佛生寺といへる七堂伽藍完備せる巨刹のありし所にして、大門といへる字地は同寺大門のありし所なりと傳へ、子安地藏尊ありしが、大字市場の眞如寺に移されて今はなし。境内は九百七拾四坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・納札所・御祓殿・社務所を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月一日なり。

長慶寺

長慶寺は海會宮池の南峯にあり、真言宗仁和寺末にして如意輪觀世音を本尊とす。本尊は僧正行基の作なりといふ。寺傳に依れば、往時は一山の總號を金泉山慈性院海會寺と稱し、聖武天皇の神龜元年僧正行基に勅して開創せしめられ、勅題所となして御供田若干を賜はり、一條天皇の永延二年祝融の災に罹りて七堂伽藍悉く鳥有に歸し、同天皇の長德三年再興せしも、天正五年織田信長の根來征伐の兵燹に罹りて廢絶し、僅に海會宮池の中島觀音堂の一字を残せるのみなりしが、後大野主馬に依りて再興せらる。即ち大野主馬は觀音堂を今所に移し、代官川村久米を普請奉行として堂宇を増建せり。もと無本寺にして宗名なかりしも、空海及び真雅僧正等の留錫せし因みに依りて真言宗となり、延寶八年御室門跡より別格寺となし、且長慶寺と改稱せらる。元祿十年岸和田城主岡部宣就之を修補

し、ついで修理料として貞享四年田五町歩を寄進せられしも、明治維新後に至りて悉く上地せりといふ。寺域は其の當所に移りし時は方八町に亘り、壯嚴なる百箇の佛堂高く聳えしも、今は本堂・庫裏・客坊・鐘樓・長屋・門長屋及び開山堂・三角堂・庚申堂・觀音堂のみを存し、封境も亦參千貳百九拾八坪に縮少せり。然れども頗る眺曠に富み、西は茅海を隔て、淡路の翠黛に對し、東は金剛・葛城の青巒に接して、千代見笠山・躑躅笠山・菖蒲笠山は呼べば應へんとし、砂川の粉容は其の山邊に隱見え、幾多の堤池は碧波を里落の林間に漾はし、四顧の風光譬ふるに物なく、加ふるに老松は堂宇に映じて幽韻を弄せり。されば碩學林羅山の如きも曾て當寺に來りて一詩を残せり。寺寶に行基焼の香爐壺・傳空海の天竺より持歸りし磬石の硯等あり。

因にいふ、日本靈異記に見ゆる「書惠寺」は此の海會寺なるべし。

信達觀音堂

是夕宿於泉州信達村、舍主導余俱升觀音堂、堂在小阜之上、去村三四百步、四望則海山在眼、萬城之白雲猶餘晚櫻之殘色、金剛山之雲靄纏楠氏旌旗之閃爍、大坂之百雉和田之一驛亦在莽蒼之中、淡路浪高也、疑長鯨之噴氣、鳴戶霧闇也、眺退鷗之飛風、於是世上風波不在鳴戶、世路嶮難不在萬城、唯見有觀音堂中老僧半閉雲牛閑、而吾儕所謂清時有味是無能者耶、然今遺僧誦觀音品、與夫杜五郎忘失淨名卻輸一著矣、呵呵呵、吁這僧乃蠻夷丐人也、而今被我贊題詠、則子美詩中黃四娘、

信達崔嵬石逕斜 海山風景畫難加 觀音堂裡所何有 一箇野僧持法華

元和辛酉孟夏十九日

林羅山題

長慶寺八景

葛城暮雪

萬城高掛冷雲中 淚墜連珠暮色濃 怪見從來仙境雪 須臾變作水晶宮

躑躅山花

躑躅峯頭花更濃 南隣北里送馨風 雪殘萬葉臘脂淡 雨洗千葩猩血紅

淡路落暉

淡山美景興何盡 一島浮波如洗鏡 斜日煩春影將落 願吟身備魯戈揮

南紀旅人

紀陽泉府路相隣 南北縱橫來往頻 土臂塵今商荷賈 幾人日逐利名塵

四海歸帆

西海渺茫天四圍 此時不覺夕陽微 風帆直向漁村暮 幾許鮮鱗釣得歸

農夫辛苦已終功 造花隨時香稻豐 從是民家租稅足 更歎擊壤仰羨風

山頭秋月

皎潔秋天爽氣澄 山堂寂莫月將昇 峯頭挑得孤輪影 即是古今無盡燈

庭上孤松

蒼鬱孤松擁半庭 龍姿鶴骨四時青 漢攀僵蓋莫求去 應此盤根有茯苓

日本靈異記 佛銅像盜人所捕示靈表顯盜人緣第二十二 和泉國日根郡部内有一盜人、住道路邊、姓名未詳也、天然心凶殺盜爲業、不信因果、常盜寺銅作帶銜賣、聖武天皇御代其郡書惠寺佛銅像盜人所取、時有路行人、從寺北路乘馬而往聞之有聲而叫、哭曰、痛哉痛哉、路人聞思諫不令打趨馬疾前、隨近叫音漸失不响、留馬聞之唯有鍛音、所以前馬過往、隨卻先復呻吟也、不得忍過、故更還來叫音復止而有鍛音、疑若殺人乎有異心、良久徘徊竄入從者窺看屋内、奉仰佛銅像缺手足以銳鑄類、即捕打問何寺佛像、答書惠寺之佛像也、遣使問之實所盜矣、使者舉語而具述狀、僧並檀越聞之集來圍於破佛而號怨曰、哀哉怨哉、大師何有過失蒙此賊難、尊像在寺以像爲師、今自滅後以何爲師矣、衆僧嚴舉安置佛哭、墮於彼盜人不利罪而捨、路人繫之以送于官、閉囚囹圄、定知輟其惡而示是瑞矣、誠應懼非无聖靈、涅槃經十二卷文、如佛說心重大乘、聞婆羅門誹謗方等即時斷其命根、以是因緣從是以來不墮地獄、又彼經三十二卷、一闡提翟永斷滅善根、故以此義故殺害蠍子猶得殺罪、殺一闡提无有殺罪者其斯謂之矣、此人者誹謗佛法僧、爲衆生不說法、無思議故无罪者也、

真如寺

真如寺は宇ウエにあり、法性山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿三年青蓮社の開基なり。境内は五百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・客室・樓門を存す。外に藥師堂あり。

弘誓寺は宇神子垣外にあり、本乘山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶永七年十月二十四日の創立なり。境内は貳百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大苗代に同じ。

大字牧野

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして牧野村と稱し、大字市場及び大苗代と併せて信達宿と呼ばれし所なり。字地に佐田新田といへるあり。

信達一瀬王子社の址は部落の南口なる國道即ち紀州街道の側にありて、東西貳間半・南北貳間半・廣さ六坪餘の所なり。社は御幸記に「八日天壽、拂曉霧出道、參信達一之瀬王子」と見ゆるものはれにして、明治後まで小祠を存したるも、其の小祠もいつしかなくなりて、同三十年頃までは壹株の老松ありて王子松と呼ばれ、夏季に通行の人馬樹蔭に休みて涼を取りしが、其の松も復たいつしか枯れて、今は地藏尊を刻せる一基の石を存し、外に明治三十七八年役戦死者の紀念碑を建てらる。

往生院は宇長筈にあり、明王山と號し、真言宗仁和寺末にして大日如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・納家・土藏・鐘樓・門を存す。外に持佛堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大苗代に同じ。

大字岡中

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして中村と稱せしが、鳥取莊にも同名の中村あるに依り、之と區別せんが爲め明治十七年九月十七日岡中村と改稱せらる。其の岡の字を冠せしは、岡村といへる地名あるに依る。

往生院

信達王子社

廣國ケ洞

躊躇ヶ岡は字岡村にあり、孤立せる丘阜なり。高さ壹百參拾尺・周圍貳拾四町にして、満山躊躇を以て充たされ、花時には宛然蜀錦を觀るが如し、故に此の名あり。

山家集

つゝし喚山の岩かげ外にへてなくひによそのたのみたりし

林昌寺は山の半腹にあり、躊躇山と號し、真言宗仁和寺末にして阿彌陀佛を本尊とする。聖武天皇の勅願所にして、僧正行基の開創なり。初め温泉山菩提院岡寺と稱せしが、曾て堀川天皇の行幸ありしことき、源俊賴の躊躇の詠に因みて今の名に改めしといふ。織田氏の兵燹に罹りて堂塔及び三院六坊悉く鳥有に歸し、後僧眞海の中興せしもの現在の堂宇是れなり。本堂・庫裏・座敷・茶所・土藏・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂・藥師堂・勝軍地藏堂・地藏堂あり。境内は參千四拾壹坪なれども、其の躊躇ケ岡は殆ど當寺の所有なるを以て、山上は開拓せられて坦地をなし、愛宕堂を初め四國八十八ヶ所の靈場を模せられ、毎月二十一日には賽者群集するのみならず、眺望の景に富めるは長慶寺と伯

長岡王子社の址

長岡王子社の址は字走り掛にあり、王子記に長岡王子と見ゆるもの足れなり。明治四十三年九月十二日、東信達村大字金熊寺の信達神社に合祀せられて今はなし。

卷之三

て美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の九番組に入りたるの外は、大字大苗代に同じ。

第二十九項 西信達村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、岡田村・北野村・中小路村の三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊信達莊の西部に位置せるに依り、其の意を探りて西信達村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉州郡に屬す。

大字岡田

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして岡田村と稱す。字地に陸方・浦方といへるあり、和泉志村里の條に「岡田屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。紀州街道は中央を貫き、岡田川は東北を流れ、海濱は岡田浦なり。古來一個の港にして、四國南海往來船舶の碇泊する所なりしが、今は一帶の長汀にして別に港らしきものなく、岡田川の海に注げるの邊に舟を繋げるを見る、思ふに地形に變化ありしものならん。然れども尙此の附近に於ける小繁昌の所なり。

里外神社は東方宇宮脇にあり、素盞鳴命を祀れり。社記に依れば、もと吳服神社と稱し、西方七八町なる今氏松の邊にありしが、同社地より靈火ありて東に飛び老松に留まるを例としければ、人以て奇異の思を爲せしに、偶後鳥羽院熊野御幸の途次此の事を耳にし、靈火の留まる老松の邊を調べしめ給ひしに、偶然一個の靈劍を發見しければ、其の靈劍を神體と爲して其の地に神殿を建て、素盞鳴命を勧請し、岡田の部落外なるを以て里外神社と名づけしめ給ひしもの即ち當社にして、社側の鰐淵は同院の廄戸王子に御駐輦のとき、里民此の池に鰐の游泳せるを認め、捕へて獻上せしに殊の外満足に思召されて、池に此の名を命じ給ひしといふ。靈火の留まりしと傳ふる老松は其の後久く存し、周圍參丈にも餘れる巨木なりしが、先年落雷の爲めに枯死して今はなし。明治五年村社に列し、同四十年

一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年十二月二十六日字古苗代の村社岡田神社(大年)・字下井の同大浦神社(蛭子)・無格社琴平神社(詳)・字正法寺の同幡守神社(不詳)を合祀せり。合祀社中の大浦神社は、元和元年樺井川の戰に淡輪六郎出征の途當地吉左衛門の宅に一泊し、豫め戰の不利に終るべきを察し、其の守護神として膚を離さざりし蛭子神を預け置きしに、果して戰死を遂げしかば、社殿を建て、其の尊像を祀りしものなりといふ。境内は八百五拾八坪を有し、本殿・拜殿・社務所等を存す。松樹鬱蒼として社頭を蔽ひ、一基の古石燈には延慶三年庚戌年玉田刑部太夫と刻せり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十一日なり。

西光寺は字浦方あり、日根山岡田院號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開創の年月は詳ならず。もと真言宗なりしが、永祿二年攝州天満の藤本右衛門尉元信なるもの本願寺顯如法主に歸依して了教と法號し、當寺に入りて眞宗に轉じ、今の寺名に改む。天正八年七月顯如上人の石山御坊を退きて紀の雜賀に赴きし時、當寺に立寄られしといふ。今に同上人の九字・十字の名號を存す。爾來法燈連綿として今に及べり。境内は四百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・茶所・長屋・鐘樓・土藏・門を存す。鐘樓の傍に五尺許の自然石あり、表面に五ヶの梵字を刻し、裏面の中央に「神龜天皇勅願」と題し、其の下に「岡田豐原院」、右側に「天平十三辛巳」、左側に「產寺永仁四年樹之」と刻せり。

明覺寺は同字にあり、龍雲山無量院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿三年

四月僧立法の開創なり。もと真言宗なりしが、天正六年轉宗せり。境内は參百拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・太鼓堂・茶所・長屋・土藏・門を存す。

安樂寺は同字にあり、金澤山龍華院と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治二年十二月僧西善の開創なり。境内は參百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・長屋・門を存す。

淨泉寺は宇陸方にあり、光明山大覺院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正六年正月僧淨泉の開創なり。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に薬師堂あり。

長安寺は同字にあり、廣榮山正覺院と號し、日蓮宗妙光寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天正五年日近上人の開基なり。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に妙見堂あり。

氏松は西方街道の側なる吳服神社の舊地にあり、周圍壹丈參四尺の老樹にして、偃蹇盤舞せり。樹は佐野の帆下松・北出の顯如松等と共に其の名の世に聞えしものなりしが、今に残れるは此の氏松のみなりといふ。其の傍に鏡塚ありしも、今は鋤せられてなし。又南方に道塚あり、西南に大塚あり。大塚は拾坪許、道塚は俗に「オヨリ山」と呼びて參拾坪許の封土なり。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月一日の町村制施行に至れり。

大字北野

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして北野村と稱す。

勝樂寺は字正法寺にあり、藥尾山と號し、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾參坪を有し、本堂・庫裏・門長屋を存す。外に藥師堂あり。

本地は寛永十七年より岡部美濃守の領地たりしが、寛文二年岡部數馬の領地へ換り、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年牧野備後守の領地に移り、寛政二年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部筑前守の預所となり、文久元年久世大和守の領地に轉じ、同二年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年更に京都守護職松平肥後守容保の役知に移り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及

び區畫の變遷は、大字岡田に同じ。

大字中 小 路

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして中小路村と稱す。

道正寺は字道正寺にあり、日根山光明院と號し、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とする。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。

南海寺は字遠通寺にあり、月星山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とする。由緒は詳ならず。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

厩戸王子の址は字筆王子にあり。其の地は本地の東端にして、信達宿の内なる北信達村大字大苗代の北端に接すれば、厩戸御所の名と同く宿場の厩舎に因みて名づけられたる社名ならんか。王子記に「馬戸王子、或云馬留王子」と見え、御幸記に「騎馬競出、先參厩戸王子」と見え、後筆王子と呼び來りしが、明治四十年十二月九日北信達村大字大苗代の一岡神社に合祀せられて今はなし。

本地は寛永十七年より岡部内膳正の領地たりしが、寛文二年岡部數馬の領地に換り、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年牧野備後守の領地に轉じ、天明二年田沼玄蕃頭の領地に移り、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部美濃守の預所に換り、天保八年遠藤但馬守の預所に屬し、

文久元年更に岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字岡田に同じ。

大	字	舊 石 高	明治八年改正 當租地反則	明治九年一月 一日現住人口	町村制施行 當時の反則	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 未日現在人口	大正九年一月 國勢調査の人口
岡	田	一、二〇・七四〇 <small>石</small>	合五	一、五二	二・三〇四	一、五五	三四	三四
北	野	毛一・六四六	二〇・四六三	二〇・四六三	二・三〇四	二毛	三三	三三
中	小	毛五・八六七	西・三七七	西・三七七	一疊	三毛	二九	二九
計		二、三八・九五	二元・〇五五	二、〇五	一疊	三五・七〇八	二、八六	二、八六
						三五		
						二、二三		
						二、六六		

第三十項 雄信達村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、男里村・幡代村・馬場村の三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、男里村はもと雄郷と呼び、各村は舊信達莊なりしに依り、其の名を湊合折衷して雄信達村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉州郡に屬す。

大字男里

本地は古來日根郡に屬し、もと呼喚郷の内にして後信達莊に屬す。古くより男郷（男は一に）と呼び、後男里の文字を用ひしが、後二領主に分轄せらるゝに及び、一を男里村と書し、一を小野里村に作りて二ヶ村の形を爲し來りしも、別に境界等の定まるものあるにあらざるを以て、明治二年小野里村の名を廢して單に男里村と稱す。舊郷名は和名抄に「呼喚_乎」と見ゆるもの有れにして、或はいふ下津男郷なりと。呼喚は或は暁喚と書せるもあり。呼喚は男なり、村名の男に同じ、男の稱は彦五瀬命の男建に起れり。其の呼喚の二字を用ふるに至りしは、民部式に依りしものなるべし。而して本地は其の郷元ならんといふ。

山城水門
〔山井水門〕

海濱は東北なる樽井村の海濱より緩かなる灣形を爲して、往時に於ける山城水門（一名山井水門）のありし所なるは同村の條にも記する所の如し。彦五瀬命の神武天皇と膽駒山を踰えて中州に入らんとし、長髓彦の矢に中りて進む能はず、退き廻りて此の茅渟の山城水門に來り、瘡痛甚だしく劔を撫して雄詰し給ひしかば、山城水門は雄水門と呼ばれ（古事記には雄水門を男水門に雄詰を男建に作る）、男里・呼喚郷等の村名・郷名も亦此の雄詰より起れり。かくて山城水門は雄の水門と轉稱せられ、一に呼喚湊に作らる。又男津といひ、男の泊とも呼べり。古事記に男水門を紀國とせるは是れと異れり、即ち泉州志に記せるが如く、命の雄詰を爲し給ひしは一回に止まらざりしなるべければ、紀伊國に至りて雄詰を爲し給ひし所にも、亦男水門の名を爲せしものならん。

濱の宮

雄水門の岸頭たりし海邊の字下之宮に彦五瀬命を祀れり、其の雄詰し給ひし舊址なるに依れり。濱天神又は濱の宮と稱し、今は男神社の境外攝社なれども、男神社の舊地にして史上最も由緒深き靈區なり。故に毎年十月十一日男神社の神輿は此に渡御し、且縁由あるを以て必ず海を背にして神輿を安置するを恒例とせり。縁由とは命の神武天皇と共に長髓彦を征し給ひて利あらざりしとき、日神の御子として日に向ひて戦ふことふさはずと宣ひしより起れりといふ。例祭は陰曆八月十五日なりしが、明治四十三年改められて陽曆の五月八日となる。五月八日は命の此の地に雄詰し給ひし日なるを以て之を記念せるなり。境内は七百九拾七坪を有し、松樹鬱蒼として風光に富めり。

日本書紀 神武天皇戊午年五月丙寅朔癸酉、軍至茅渟山城水門（亦名山井水門）、時五瀬命矢瘡痛甚、乃撫劍而雄詰之曰、慨哉、大丈夫被傷於虞手將不葬而死耶、時人因號其處曰雄水門、

古事記 於是與登美能那賀須泥毘古戰之時、五瀬命於御手負登美毘古之痛矢串、故爾詔、吾者爲日神之御子、向日而戰不貳、故負賤奴之痛手、自今者行廻而背負日以擊、期而自南方廻幸之時、到血沼海洗其御手之血、故謂血沼海也、從其地廻幸到紀國男之水門而詔、負賤奴之手死乎、爲男建而崩、故號其水門而謂男水門也、陵即在紀國之巖山也、

男神社は南方宇上之宮にあり、延喜式内の神社にして彦五瀬命・神武天皇、相殿に熊野速玉大神・春日大神を祀れり。もと前記の境外攝社濱の宮にありしを、同所は海に近く風濤の冒す所となれるを以て當所に社殿を建て、彦五瀬命の御分靈に神武天皇を合祀せしものなりといふ。皇室の崇敬厚く、

清和天皇は貞觀元年春三月社殿を建築し、且勅使を遣はして奉幣あらせられ、後土御門天皇は寛正五年九月・後水尾天皇は寛永十五年九月、各勅使を立て奉幣し給ひしのみならず、足利義政は文明六年吏を遣はして社殿を修繕し、徳川氏は慶安四年社殿の修補を爲し、淀城主は寛政八年田七反歩を寄進して修繕料に充て、堺縣令税所篤は明治十三年三月幣殿・拜殿等の新築に金貳百圓を寄進せり。社格は府社兼郷社にして、境内は貳千五百九拾四坪を有し、古松老檜は鬱蒼として四邊に聳え、本殿は桁行四間半・梁行貳間半・屋根檜皮葺の古建築にして、外に幣殿・拜殿・神饌所・社務所・寶庫等を存す。末社に若宮神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十一日に舉げられ、境外攝社濱の宮に神輿の渡御あり。

根上松
根上松は同社の南方數町なる平野山の頂にあり、幾條の根は高きもの參間、低きもの壹貳間地を抜きて幹を支え、枝々の清陰は數拾步に及び、本幹は更に偃蹇し、地を縫ふこと幾回して遙に崖下に向ひて走り、更に復た翠蓋を爲せるは奇趣なり。

法然寺
法然寺は宇中小路にあり、華幢山勢至院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。僧龍譽の開基なり。境内は貳百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・客室・鐘樓・納家・門を存す。外に地藏堂あり。

光平寺
光平寺は宇西出にあり、真言宗小野派隨心院末にして大日如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内

は參百拾六坪を有し、本堂・庫裏・納家・長屋門を存す。外に辨天堂あり。

淨泉寺
淨泉寺は宇中出にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

雄の山
雄の山は呼喚郷の山の總稱にして、信達莊の各村に跨り、蜿蜒として紀・泉の境を彊れり。山を貫けるは紀州街道にして、桓武天皇は延暦二十三年八月紀州より日根の行宮に還幸のとき此の山を越えさせ給ひ、平清盛及び其の子重盛の京都に兵亂起れりと聞きて熊野より歸らんとし、京師よりの使に遇ひて六波羅の安否を問ひし所も亦此の山ならんといふ。但し紀の瀧山口の里にも同名の所ありと。

日本後記 桓武天皇延暦二十三年冬十月壬子、幸紀伊國玉出島、甲寅、自雄山道還日根行宮、乙卯、遊獵熊取野、丙辰、御難波行宮、
平治物語 大將(平清)以下みな淨衣の上に鎧を着、敬禮熊野權現、今度の戦事故なく打勝たさせ給へと祈請して引懸く打つ程に、和泉と紀伊國との境なる鬼の中山にて蘆毛なる馬に乗りたる者早馬とおほしくて揉に揉んで出てきたり、すば惡源太か使かと皆人色を失ふに、源氏の使には非ずして六波羅よりの早馬なり、さて六波羅は如何と問ひ給へば、昨日夜半許に出て候ひしましては何事も候はず、播磨中將殿の憑みて御渡り候ひしを、内裏より宣旨とて敷並に召され候ひし間、力なく十日の暮程に出たし遣られて候ふと申しければ、左衛門佐無下に云ひかひ無き事せられたる人々かな、當家を憑みて來れる人を敵の手へ渡すといふ事やある、かくては勢屬きなんとて怒られるが、

本地は二領に分れ、里俗は私稱して一を岸方(舊男里村と書したる地)・一を淀方(舊小野里村と書したる地)といへり。今便宜上

此の稱に從ひて叙せんに、村高壹千貳百六拾石六升五合の内、六百九拾八石貳斗四升參合は岸方、五百六拾壹石八斗貳升貳合は淀方ににして、岸方は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。又淀方は寶永元年より徳川氏代官の支配に歸し、天明二年田沼主殿頭の領地に轉じ、同三年再び徳川代官の支配に歸し、同六年稻葉丹後守の領地となり、同氏世襲して美濃守正邦に至り、明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に改まり、同年十一月二十二日復た堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字幡代

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして幡代村はたじょうと稱す。

光明寺は宇久保にあり、攝取山遍照院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とする。創立の年月は詳ならず。僧源長の開基なり。境内は貳百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の九番組に入りたるの外は、大字男里に同じ。

大字馬場

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして馬場村と稱す。

極樂寺は宇長山にあり、西方山醫王院と號し、真言宗小野派隨心院末にして藥師佛を本尊とする。由緒は詳ならず。境内は六百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓・土藏・納家を存す。

本地は年月不詳小出播磨守の領地たりしが、元和五年松平周防守の領地に換り、寛永十七年岡部美濃守の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び

區畫の變遷は、明治七年四年十二月第三大區四小區内の九番組に入りたるの外は、大字男里に同じ。

大	字	舊	石	高	明治八年改正	明治九年一月	村制施行	大正元年三月	大正九年十月一日
男	里	石	高	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	町村制施行	大正元年三月	大正九年十月一日
蟠	代	一、三〇・〇五〇	一、二〇・〇五〇	一〇〇・六二四	九五	三〇・〇六〇	三〇・〇六〇	大正元年三月	大正九年十月一日
馬	場	一、三一・一三七	一、三一・一三七	八・五二	五・六〇	六三	六三	大正元年三月	大正九年十月一日
計		二、三一・一七七	二、三一・一七七	一七・八〇〇	一、五二	二九・一〇〇	二九・一〇〇	大正元年三月	大正九年十月一日

第三十一項 鳴瀧村

本村は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして瀧村と呼び、樽井村の屬邑たりしが、元和五年鳴瀧村と改め、明治四年同村より分れて一村となれり。和泉志村里の條に「樽井屬邑」一と見ゆるは、本地を指せるなるべし。字地に市道及び鳥淵といへるあり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、民情の他村と合併するを得ざるものあるを以て、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉州郡に屬す。

鹿島神社は宇丹藏田にあり、稻倉魂命を祀れり。もと近義村大字脇濱にありて、明治五年村社に列し來りしが、同四十年九月十二日同大字の村社高麗神社に合祀せられしも、同四十一年五月十九日當

所に轉座して無格の獨立社となれり。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾貳坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所を存す。氏地は本村全部にして、祭日は十月十九日なり。

淨光寺は字ハダマにあり、龍泉院と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百貳坪を有し、本堂・玄關・鐘樓・長屋門を存す。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同五年二月美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田郡に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區となり、同年四月十三日其の七番組役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村	名	舊	石	高	明治八年改正	明治九年一月	町村制施行	町村制施行	大正元年三月
		有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	未日現在人口	當時の反別	町村制施行	大正元年三月
鳴	瀧	一、九〇・〇八	六・三三五	九七	八・一三四	一、四〇	一、三八	一、三八	一、三八

第三十二項 樽井村

本村は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして垂井村と呼びしが、後文字を改めて樽井村に作る。地名は高地より垂れ出づる井水のありしより起りしものにはあらざるか。もと鳴瀧といへる屬邑もあり、明治四年分離せり、今の鳴瀧村是れなり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉州郡に屬し、同四十一年十一月一日日本村内に飛地となれる日根野村大字俵屋新田の内なる六町五反五畝貳拾貳歩を本村に編入せらる。海濱は東北西信達村大字岡田に接し、西南は雄信達村大字男里に連り、男里より本地にかけて緩かなる灣形を爲し、海岸より數町の間は砂土低く亘れるも、急に壤土より成れる高地となり、低地の男里に接せる海岸は沼地を爲せり。

蓋し此の低地は往時に於ける海面にして、海波は直に高地の邊に寄せ、男里に亘りて深く湾入し、山城水門（即ち山井水門）を爲したるものならん。物變り星移り、泥砂は海潮に搖られて此に堆積し、漸次其の形を沒するに至りしも、地勢は正しく往時を語れるのみならず、男神社及び濱の宮は男里に鎮座し、山の井は本地に存せり。即ち神武天皇紀に見ゆる前記山城水門（即ち山井水門）は、本地及び男里の間にありて、兩地は其の岸頭たりしものならん。而して其の山の井は西端にあり、水質清冽、味極めて美、嚴冬にも凍らず、大旱にも尙溢る。井側に一碑あり、豊岡尙資の和歌一首を鐫せり。

山の井

夫 本

山の井の湊離れて行く船のあから人には満るゝ袖かな

藤原光後

山の井の湊を今の樽井とはむかし忘れぬ人もこそ知れ

豊岡尙資

茅渟神社

茅渟神社は中央字八王子にあり、正哉吾勝々速日天之忍穗耳命・天之苦卑命・天津日子根命・活津日子根命・熊野久須毘命・多起理毘賣命・市杵島毘賣命・多岐都毘賣命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十二年二月十二日宇戎の村社山之井神社（神武天皇子神）・字下の御前の同市杵島神社（市杵島毘賣命）を合祀せり。境内は貳百拾八坪を有し、本殿・拜殿・神具庫を存す。

受法寺

受法寺は字坂の上にあり、泉照山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと真言宗なりしが明應二年僧善龍中興改宗せり。境内は參百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・鐘樓・門を存す。外に太子堂あり。

南泉寺

南泉寺は字門下にあり、長尾山と號し、天台宗延暦寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。元祿元年七月の創立、僧念海の開基なり。寛政三年僧慧命之を再興せり。境内は四百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・浴室・門を存す。外に藥師堂・地藏堂あり。

専徳寺

専徳寺は字城の谷にあり、城谷山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。明應三年僧唯念中興改宗せり。境内は四百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・

茶所・納屋・鐘樓・長屋門を存す。

東方に君が池あり、周囲四百五拾間餘なり。傳へいふ、印色入彦命の鑿ちし所のものなりと。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年三月 一日現在人口	大正九年十月二日 當時の反別	當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
樽井	一、四〇元 <small>石</small> 九八〇	三・五五	一、三三	一、七〇 <small>町</small> 三四四	一、八〇	二、〇六六	一、七〇 <small>町</small> 三四四	一、七〇	二、一七一	二、一七一

第三十三項 尾崎村

本村は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして尾崎村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉州郡に屬す。字地に福島といへるあり、和泉志村里の條に「尾崎屬邑」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。西は海に瀕し、南海・四國往來の船懸りにして賈人船持多く、古來繁榮の所なり。天正十三年四月土佐の長曾我部征伐に際し、大納言秀長は本地吉田源右衛門清房の家に宿し、元和元年四月櫻井川の戰あるに際し、淺野家の先鋒に馳せ参じて大野治房の大坂城出發を報じ、且地理の利害を述べて大勝を博せしめたる吉田九右衛門は清房の嫡男重章なり。

尾崎神社は南方字宮の町にあり、もと八坂神社と稱し、素戔鳴命を祀れり。俗に濱の宮と稱せらる。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十二年一月二十日宇机の町の村社稻荷神社(豐受)・字戎の同事代主神社(事代)・字北濱の同嚴島神社(姫代)・字海老野の無格社西濱神社(不詳)を合祀し、同年五月十日今之社名に改めらる。境内は壹百參拾六坪を有し、本殿のみを存す。氏地は本村全部にして、祭日は八月十五日なり。

西本願寺別院は字堂前にあり、阿彌陀佛を本尊とす。もと善徳寺といへる草堂なりしが、或る時老夫ありて笈を堂に残し、内に蓮如上人染筆の名號及び善導大師釋文の壹軸ありけるに、慶長三年領主桑山伊賀守正勝の家臣石田治郎左衛門主命を奉じて新に拾壹間餘の堂宇を營み、本尊を移して准如上

人に寄附せしものなりといふ。爾來西本願寺の掛所となりて、尾崎御坊の稱あり。元祿十三年十一月晦日祝融の災に罹りて焼失しければ、寛永二年九月十八日再建せり。境内は壹千七拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・茶所・長屋・土藏・鐘樓・門を存す。

善性寺
善性寺は字山原にあり、日根山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とする。創立の年月は詳ならず。もと地藏院と呼びしが、元和五年向譽上人之を中興せり。境内は八百八拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・廊下・土藏・門を存す。外に地藏堂あり。

皿田池
皿田池は南方にあり、東西六拾六間七分・南北九拾壹間・周圍參町參拾貳間餘にして、本地の用水池なり。池中に小山あり、今は直徑拾間許なれども、明治六七年頃までは直徑六拾間許の丘陵をなし、池は其の外濠たるの觀を呈したりしが、用水缺乏のため其の土を探りて池面を擴めければ、現時の如き小山となれり。其の土を探れるに際し、石棺の蓋石及び太刀壹振を出せしといふ。是れに依りて見れば正しく古墳なるべし。昔御姫様の首と白馬とを埋めし所なりとの口碑を傳へ、其の池畔はウシノクチと呼ばれ、西方壹町許の所に垣外といへる隱坊部落あり。

本地は寛永七年より徳川氏代官の支配たりしが、天明二年田沼主殿頭の領地に轉じ、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化四年大坂城代松平能登守の役知に移り、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、天保十一年岡部内膳正の預所に屬し、文久元年久世大和守の領地に移り、同二年四たび徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に換り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第三大區五小區となり、同年四月十三日其の一一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村	名	舊	石	高	明治八年改正	明治九年一月	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年十月一日
尾	崎	五	石	五	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
		三八五二	三八五二	三三五	二五〇四〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、四六七	二、四六七

第三十四項 東鳥取村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、石田村・自然田村・桑畠村・山中村・黒田村・下出村・鳥取中村の七ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊鳥取郷の東部に位置せるに依り、其の意を探りて東鳥取村と名づけ、各村は其の大字

となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉州郡に屬す。

大字石田

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして石田村と稱す。舊郷名は和名抄に「日根郡鳥取^北」と載せ、姓氏錄和泉國神別に「鳥取、角凝命三世孫天湯河棚命之後也」と見ゆる鳥取氏の居りし所にして、郷名も是れより起れり。鳥取氏は天湯河棚命に出で、同命の鳥を捕へしより鳥取の姓を授かり、其の鳥取姓は山城及び河内の神別にも見ゆれば、諸國に散在せしを知るべし。從て同姓に因める地名あり、即ち河内國舊大縣郡に於ける鳥取郷及び鳥坂郷等の如し。然れども彼は同姓支裔の居地にして、此の鳥取郷は其の始祖たる天湯河棚命及び其の直系本居の所なりしは、同命の在世中なる垂仁天皇の御宇に於て、鳥取河上宮の稱の古事記に見ゆるに依りても其れと領かれ、物部守屋大連の資人鳥取部萬も此の鳥取郷の人たりしならん。

日本書紀 垂仁天皇二十三年秋九月丙寅朔丁卯、詔群卿曰、譽津別王是生年既三十、鬢髮八掬猶泣如兒、常不言何由矣、因有司而議之、冬十月乙丑朔壬申、天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鶴度大虛、皇子仰觀鶴曰、是何物耶、天皇則知皇子見鶴得言而喜之、詔左右曰、誰能捕是鳥獻之、於是鳥取造祖天湯河棚舉奏言、臣必捕而獻、即天皇勅湯河棚舉^{云祀此}曰、汝獻是鳥必敦賞矣、時湯河棚舉遠望鶴飛の方、追尋詣出雲而捕獲、或曰得于但馬國、十一月甲午朔乙未、湯河棚舉獻鶴也、譽津別命弄是鶴

遂得言語、由是敦賞湯河棚舉、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部・鳥養部・譽津部、

姓氏錄 左京神別上 鳥取部連、角凝魂命三世孫天湯河棚命之後也、垂仁天皇皇子譽津別命、年向三十不言語、子時見飛鶴問曰此何物、爰天皇悅之、遣天湯河棚尋求詣出雲國宇夜江捕貢之、天皇大喜即賜姓鳥取連、

波太神社は南方字池の内にあり、延喜式内の神社にして角凝命を主神とし、相殿に品陀別命を祀れり。鳥取郷の總社にして、鳥取氏の其の祖神を祀りしものならん。今の大字桑畑なる字奥の宮にて鳥取大宮と稱せしが、南北朝の戦に鳥取氏の南朝に加はりしが爲め、天授年中山名氏に滅ぼされ、當社及び波太八幡宮並に宮寺たる神光寺も總て劫火に罹りて焦土と化せり。波多八幡宮は當時今の下莊村大字貝掛の指出森にありて、昔神功皇后の新羅より凱旋し給ひしとき、務古の水門より紀の國に至らんとして御船を鳥取の玉津浦に繋がれ、武内宿禰皇子を懷にして其の海邊を逍遙せし縁あるに依り、同皇子即ち品陀別命を其の地に祀りしものに係り、神光寺は貞觀年中南都大安寺行教和尚の其の祖紀船守の墓に詣づる爲め淡輪村に行かんとして、鳥取郷を過ぎけるとき、鳥取隼人正の一寺を創立して宮寺と爲し、同和尚を開山たらしめたるものにて、寶塔・護摩堂・般若堂・東坊・西坊・普門院等鱗次檐を聯ねたりしといふ。鳥取氏已に亡び、當社及び波太八幡宮並に神光寺も鳥有と化せしかば、郷の耆宿之を歎じて、永德年中其の三十六人力を戮せ私財を抛ち、地を南山の麓に卜して社殿を再建し、波太八幡宮の祭神を相殿に合祀し、神光寺を再建して、護摩堂・帳舍・僧房等舊觀に復せしは即ち

當所なり。然るに天正十三年豊臣秀吉の根來征伐に際し社頭再び兵火に罹りければ、御朱印地書類を初め平重盛奉納の太刀・梶原景時奉納の長刀、其の他の舊記什寶等悉く灰燼と化し、神領は沒收せられて無祿となりしが、慶長四年豊臣秀頼は其の臣片桐東市正且元を奉行として社殿を造營し、神光寺は祀官を扶けて祭祀を勤め來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳千貳百六拾坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・廻廊・舞臺・參籠所・神樂所・神輿舍・社務所・寶藏・土藏・納家・門を存す。本殿は石礎上にありて桁行四間・梁間貳間半、檜皮葺にして三方に高欄を附し、丹碧を彩して頗る古雅なり、即ち前記片桐且元の奉行となりて造營せしものなり。社殿の傍に三社神社あり、一に南殿と呼び、中央に神功皇后を祀りて玉大神・左に武内宿禰を祀りて若宮・右に天湯河棚命を祀りて今宮と稱す。外に山神社・門前社・嚴島神社等の末社あり。石礎前に石燈籠あり、片桐且元の奉納なり。祭祀は往時より木村(今は田島)・山本兩氏の掌る所にして、兩氏共に鳥取氏の裔なり。今の氏地は本村・西鳥取村・尾崎村の全部及び下莊村の内大字貝掛にして、例祭は四月十五日・秋祭は十月十一日に行はるれども、以前は二月初午及び六月初午に大祭を行ひ、二月の初午には、大字貝掛の玉津浦に神輿の渡御ありて貝掛より甲冑せる武士の出迎ありしは、三韓征伐の古式に據りしと傳へ、六月の初午には、氏子の各村は矢倉と稱して御所車に屋根を付けたる車を曳出して參詣し、其の數四五十臺の多きに及びしが、今は

は十月十一日の大祭前日の大宵宮に矢倉の宮入を爲し、其の數は稍減じたるも尙二十臺の餘に出で、石田の血祭と呼ばれて非常に喧噪し、其の壯觀を見んとて群集雜鬧せる爲め、地方の名物祭となりて其の名高し。社寶に御西院天皇の宸筆壹軸及び三十六歌仙の書畫參拾六幅あり、畫は總て土佐光信の筆にして、書は當時の上郷三十六人の筆なり。

鳥取神社は宇石田にあり。社は明治四十一年三月二十六日字十垣外の村社菅原神社(菅原)・字庵の後の同神明神社(磐長)・字神谷の同牛神社(素盞)・大字山中字向井田の同山中神社(天忍穗)・同大字々王子原の同馬目王子神社(後白河)・同大字々八王子山の無格社八王子天神社(耳命)・大字自然田字玉田の村社玉田神社(五十瓊敷)・同大字々平見の無格社牛神社(素盞)・大字鳥取中字西原の村社乳守神社(不詳)・大字下出字反甫の同八坂神社(素盞)・大字黒田字神明の同神明神社(天照大神)・同大字々カイトの無格社稻荷神社(保食)・大字桑畠字奥宮の村社波多神社(角凝)を合併し、同四十二年五月十日創立の許可ありて一社を創建したるもの即ち當社なり。同月二十八日更に大字鳥取中字平野山の村社八幡神社(譽田)を合祀せり。合祀社中に於ける波多神社は、郷社波太神社の舊址に其の移轉後小祠を建てゝ奥の宮と稱し來りしものなり。また八王子天神社は觀音を以て本地とし、もと紀伊國岡崎郷にありしが、澤四郎善眞なるもの承暦八年八月八日故ありて山中村に轉居するに際し、神像及び觀音像に離るゝを歎じ、窮に之を袖中に藏し來りて小社を建てゝ之を安置し來りしに、村に氏神なきを以て村民より一村の氏

神に勧請せんことを乞ひければ、永長元年十一月分靈して山中神社を建て、其の分社に對して元社を元社八王子と呼び、觀音堂と共に善真の裔之に奉侍し、併せて其の分靈せし山中神社の神主を兼ね、元社八王子の御供・燈明料の耕作地は應德年中より除地となり、足利持氏の應永二十七年に下付せし免田書は今も同家に残れり、其の寫左の如し、後延寶七年岡部内膳正の檢地ありし時にも、異動なくして繼續せしといふ。境内は貳百五坪を有し、拜殿・幣殿・社務所を存す。本社殿は今建築中なり。氏地は本村全部にして、祭日は十月十日なり。

和泉國鳥取庄八王子免田事

奥田壹段

以上

□□社□□世可專祈禱之狀如件

應永廿七年閏正月晦日

正三位（花押）

祐道寺は字垣添にあり、南岩山觀音院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は貳百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は天明八年より徳川氏代官の支配たりしが、天保二年岡部内膳正の預所に轉じ、文久元年久世大和守の領地に移り、同二年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に移り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締りとなり、同年七月

二十三日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第三大區五小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字自然田

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして自然田^{ヒノミタ}村と稱す。鳥取川あり、一に菟砥河ともいへり。菟砥は一に菟磯に作る、往時に於ける本地附近の地名なり。日本書記孝德天皇大化二年三月の條に、「大市連^{シテ}所犯者違於前詔、前詔曰、國司等莫於任所自斷民之所訴、輒違斯詔自判菟磯人之所訴」と見ゆる菟磯人は、本地附近の人たりしならん。

玉田山は東南にあり、一帶の山脈より分派せる孤峯にして、松樹鬱蒼、廣さ參町壹畝壹歩、頂上に小社ありて玉田神社と稱し、五十瓊敷入彦命を祀りしが、明治四十一年三月二十六日大字石田の鳥取神社に合祀せられて今はなきも、舊址は形狀を變せずして維持せらる。山下の畑地に宇度口と呼べる字地あり、泉州志・和泉志・和泉名所圖會等は何れも五十瓊敷命の劍を作り給ひし菟砥川上宮のあり

し所にして、且延喜式に載せられたる同命の宇度墓なりと記せり。墓とせるは山にして、宮址とせるは山下の地ならん。命は垂仁天皇第一の皇子なり、自ら望みて弓矢を授かり、詔を奉じて河内の高石池・茅渟池・狹山池・日下之高津池・倭の狹城池・迹見池を作り、菟砥川上宮に居り、一千口の劍を作りて石上神宮に納め給へる等、農武經國に就て偉績を擧げさせられしが、其の薨去の年月場所等は正史に見ゆるものなし。農政本論には、遍く諸國を巡行して國家を經營し、農事を講習すること多年なりし同命は、終に薩摩國に薨じ給ひ、其の塚は鹿兒島郡伊敷村にありて年大明神と稱すと記せり。年大明神は今之縣社伊邇色神社にして同命を祀れり。又美濃國岐阜市之縣社伊奈波神社の縁起及び祭神累傳(明治三十六年十月五日發行鹽谷幸滿編修)には、當時王化未だ洽からず、殊に陸奥國金丸城に據るもの黨類多くして最も強悍、朝廷しばぐ兵を遣はさるゝといへども鎮定せざるを以て、同命に勅して之を征せしめらる、依て皇子は王子市隼雄命及び臣僚兵騎五百を率ゐて東下し、連戦年を度り、遂に賊を滅ぼして凱旋し、美濃國厚見縣平田川(即ち長良川)に着し給ひけるに、讒者ありて命は東夷を率ゐて叛を謀ると奏せしかば、天皇怒りて兵を發し給ひ、官軍來りて河の西岸に陣し、錦旗夕陽に閃き兵勢太だ熾なり。命は馬を西風に立てゝ之を望み悵然たりしが、王師には抗すべからずとて兵騎を散じ、虜を官軍に致して椿原に去り、幾もなく景行天皇の四十三年二月十六日御壽一百二十六歳を以て薨去し給ひ、翌年春二月十五日伊奈波大神と齋祀せしめらると記せり。薩摩に命の塚ありとし、又其の薨去の所を薩摩又は岐阜なりとせ

るは共に信じ得られざれども、今は只見ゆるが儘に記して世の参考に資するになん。而して當山上に命を祀りしは、其の居り給ひし宮址及び御陵なりと傳へたるに依れるなるべし。御陵なりとは前記の諸書にも載せられて誰疑ふものもなかりしが、明治十二年二月宮内省より取消を達せられて、今は淡輪村に定められたれば、從來の所傳は誤りたりしならん。然れども菟砥川上宮の舊址たりしことに就ては異説なく、先年山麓の地を發掘したるに、古劍壹口を出せり。一見して中世以後のものにあらざるを以て、本地南觀治郎氏は大和國山邊郡官幣大社石上神宮に詣で、宮司に會見して其の形狀等を語り、同社秘藏の古劍(即ち五十瓊敷命の)と同製のものたることを知れりと、今も同氏之を保存せり。

舊事紀 天孫本紀

經向珠城宮御宇天皇御世、五十瓊敷入彦皇子命於河内國幸(此間菟渟の四字を成せるなら)乃河上宮、作劍一千口、因名其劍謂川上部、亦名曰琴伴(琴子此云謂管)藏于石上神寶、此後詔皇子命、俾主石上神寶矣、同天皇御世、即經八十七年五十瓊敷倉皇子命謂妹大中姫命曰、我老也、不能掌神財、自今已後必汝主焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、五十瓊敷入彦命曰、神庫雖高我能爲神庫造梯、豈煩登庸乎、故諭曰、天之神庫隨梯之緣也、

日本書紀

垂仁天皇三十九年十月、五十瓊敷命居茅渟菟砥川上宮、作劍一千口、因名其劍謂川上部、亦名曰琴伴(琴子此云謂管)藏于石上神寶、是後命五十瓊敷命俾主石上神宮之神寶、一云五十瓊敷皇子居于茅渟菟砥河上、而喚劍名河上作大刀一千口、是時楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴礎部・泊櫓部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部並十箇品部賜五十瓊皇子、其一千口大刀者藏于忍坂邑、然後從忍坂移之藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族名市河令治、因以命市河令治、是今物部首之始祖也、

古事記 垂仁天皇の段 印色入日子命者、作血沼池、又作狭山池、又作日下之高津池、又座鳥取之河上宮令作横刀壹仟口、是奉納石上神宮、即座其宮定河上部也、

瑞寶寺

瑞寶寺は宇寺の庄にあり、玉田山自然院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とする。由緒は詳ならず。境内は五百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・納戸・浴室・鐘樓・門を存す。外に薬師堂あり。

自然居士は本地の人なり、故に自然居士と號せり。人と爲り恬澹無慾、初め南都興福寺に入りて法相宗を學びしが、後禪宗に入りて洛東南禪寺の大明國師の弟子となり、東山雲居寺即ち後の高臺寺に住し、又東福寺の塔中即宗院を創立せり。正安二年江州觀音寺城主佐々木信綱の囑に依りて、宗朝無準國師の筆に成れる陽林の扁額に裏書し、觀音寺城下桑實寺の寶物となれりといふ。居士に奇行多かりしが、其の事蹟は謠曲に物せらるゝに至る。延慶二年三月十一日六十三歳を以て寂す。墓は洛西九條村の福田寺にあるも、東福寺内即宗院裏竹林中にもありて、其の何れの正なるかは詳ならず。其の舊邸址は本地部落の中央にありて、小堂に居士自作の肖像を安置す。居士の遺徳を慕へる里人の建てるものにて、古木鬱蒼、遺愛の楊梅樹獨昔を語れり。

謡曲 自然居士

狂言「かやうに候者は、東山雲居寺のあたりに住居仕る者にて候、こゝに自然居士と申す喝食の御座候か、一七日説法を御述へ候、

今日結願にて御座候、皆々参りて聽聞申し候へ、シャ雲居寺造營の札召され候へ、夕への空の雲居寺、月待つ程の慰めに、說法一度逃へんとて、導師高座に上り、發願の鐘打ち鳴らし、慎み敬つて白す、一代教主釋迦牟尼實號、三世の諸佛十方の薩埵に申して白さく、總神分に般若心經や、是は諷誦を御上げ候が、狂言實に是は美しき小袖にて候、急いて此の諷誦文を御覽候へ、シテ「敬つて申し受くる諷誦の事、三寶衆僧の御布施一囊、右志す所は二親聖靈頤證佛果の爲め、身の代衣一重、三寶に供養し奉る、彼の西天の貧女が一衣を僧に供せしは、身の後の世の逆縁、今の貧女は親の爲め、身身の代衣恨めしき、浮世の中をとく出で、先考先妣諸共に、同し臺に生れんと、讀み上げ給ふ自然居士、黒染の袖を濡らせば、數の醜衆も色々の、袖を濡らさぬ人はなし、

ワキ「かやうに候者は、東國方の人商人にて候、我此度都に上り、數多人を買ひ取りて候、また十四五ばかりなる女を買ひ取りて候か、昨日少しの間暇を乞ひて候程に遣りて候か、未た歸らす候、のう渡り候か、昨日の坊き者は親の追善とやらん申して候ひつる程に、說法の座敷にあらうすると存し候、自然居士の雲居寺に御座候程に、立ち越えて見うするにて候、フレ「然るへう候、ワキ「されば、こそ是に候、のう急いで連れて御入り候へ、狂言「やるまいそ、ワキ「用がある、狂言「用か有らば連れて行け、如何に居士へ申し候、シテ「何事にて候ぞ、狂言「唯今諷誦を上げて候女を、あらげなき男の來り候ひて追つ立てゝ行き候程に、遣るましきと申し候へば、用があると申し候程に遣りて候、シテ「あら曲もなや候、始めより彼女は様有りけに見えて候、其上諷誦を上げ候にも唯小袖とも書かず、身の代衣と書いて候よりちと不審に候ひしか、居士が推量申すば、彼者は親の追善の爲めに、我身を此小袖に替へて諷誦を上げたると思ひ候、さあらは唯今の者は人商人にて候へし、彼は道理此方は僻事にて候程に、御身の留めたる分にてはなり候えし、狂言「人商人ならば東國方へ下り候へし、大津松本へ某走り行き留めうするにて候、シテ「暫く御出て候分にてはなり候まし、居士 小袖を持ちて行き、彼女に替へて連れて歸らうするにて候、狂言「いやそれは今日までの御説法か無になり候へし、

シテ「いやく」説法は百日千日聞こし召されても、善惡の二つを辨へん爲めそかし、今の女は善人、商人は惡人、善惡の二道によに極まつて候は如何に、今日の説法は是までなり、願以此功德普及於一切、我等與衆生皆共成佛道修行の爲めなれば、身を捨て人を助くへし、

ワキ「今出て、其處ともいさや白波の、此舟路をや急くらん、シテ「舟なくとも説く法の、道に心をとめよかし、

シテ「うく」其御船へ物申さう、ワキ「是は山田矢橋の渡舟にてもなき物を、何して招かせ給ふらん、シテ「我も旅人にあらされは、渡りの舟とも申さばこそ、其御舟へ物申さう、ワキ「扱此舟をは何舟と御覽し候そ、シテ「其の人買舟の事さふよ、ワキ「あゝ音高し何とく、シテ「道理々々、よそにも人々白波の、音高しとは道理なり、人買と申しつるは、其舟漕く權の事さふよ」と「船にはからろといふ物あり、人買と云ふ權はなきに、シテ「水の煙の霞をば、一霞二霞、一沙二沙なんといへば、今漕きそむる舟なれば、一櫂舟とは僻事か、ワキ「實に面白くも述へられたり、扱々何の用やらん、シテ「是は自然居士と申す説經者にて候、説法の場さまされ申す、恨み申しに來りたり、ワキ「説法には道理を述へ給ふ、我等に僻事なき物を、シテ「御僻事とも申さばこそ兎に角に、本の小袖は參らする、舟に離れて叶はしと蓑器を波にひたし、舟はたに取付さ引きとよむ、ワキ「あら腹立や、さりなから衣に恐れ得ば打たず、是も汝か科そとて、禮權を持つて散々に打つ、シテ「打たれて聲の出てさるは、若し空しくなりづらん、ワキ「何しに空しくなるへきと、シテ「引き立て見れば身には繩、道口には綿の響をばめ、泣けとも聲が出てはこそ、

ワキ「あら不便の者や、やかて連れて歸らうするそ心安く思ひ候へ、ワキ「のう自然居士舟より御おり候へ、シテ「此者を賜はり候、小袖を召され候上は御損も候まし、ワキ「参らせたくは候へとも、こゝに笑止か候、シテ「何事にて候そ、ワキさん候、我等が中に大法の候、それを如何にと申すに、人を買ひ取つて再び返さぬ法にて候程に、え参らせ候まし、シテ「委細承り候、また我等が中にも堅き大法の候、かやうに身か徒になす者に行き達ひ、若し助け得ねば、再び庵室へ歸らぬ法にて候程に、其方の法をも破る

まし、また此方の法をも破られ申すまし、所詮此者を連れて奥陸奥の國へ下るとも、舟よりはおりまし候、ワキ舟より御おりなくば榜訴をいたさう、シテ「榜訴」といは捨身の行、ワキ「命を取らう、シテ「命を取るともふつゝと下りまし、ワキ「何と命を取るともふつゝと下りましと候や、シテ「中くの事、ワキ「いやす此の自然居士にもてあつかふて候よ、のう渡り候か、ワキ「何事にて候そ、ワキ「扱是は何と仕り候へき、ワキ「是は御返しなうては叶ひ候まし、よくく物を案し候に、奥より人商人の都に上り、人に買ひかれて、自然居士と申す説經者を買ひ取り下りたるなんと申し候は、一大事にて候程に、御返しなうては叶ひ候まし、ワキ「我等も左様に存し候、さりながら、唯返せば無念に候程に、色々になふつて返さうするにて候、ワキ「尤も然るへう候、ワキ「のう自然居士急いて舟より御上り候へ、シテ「いやく」聊爾には下りましく候、ワキ「何の聊爾の候へき、唯御上り候へ、シテ「あゝ船頭殿の御顔の色こそ直つて候へ、ワキ「いやちつとも直り候まし、また是なる人の申され候は、今度初めて都へ上りて候か、自然居士の舞の事を承り及ひて候、一指舞ふて御見せあれと申され候、シテ「總して居士は舞ふたる事はなく候、ワキ「それは御偽りにて候、一年今のが如く説法御述へ候ひし時、いて禮樂の眠り覺さんと、高座の上にて一指御舞ひ有りし事、奥までも其の聞え候程に、一指御舞ひ候へ、シテ「あうそれは狂言綺語にて候程に、左様の事も候へし、舞をまび候は、此の者を賜はり候へきか、ワキ「先づ御舞を見て、其時の仕義によつて參らせ候へし、是に烏帽子の候、是を召して御舞ひ候へ、シテ「ふくく物を案するに、終には此の者を賜はんすれども、唯返せば損なり、居士を色々になふつて恥を興へうと候ひ、餘りにそればつれなう候、ワキ「何のつれなう候へき、シテ「志賀辛崎の一つ松、舞つれなき人的心かな、シテ「抑も舟の起りを尋ねるに、水上黃帝の御宇より事起つて、地流れ貨狄か謀より出でたり、シテ「サシ」に又豈尤といへる逆臣あり、地彼を亡ぼさんとし給ふに、烏江といふ海を隔て、攻むへき様もなかりしに、クキ「黃帝の臣下に貨狄と云へる士卒あり、ある時貨狄庭上の池の面を見渡せば、折節秋の末なるに、寒き嵐に散る柳の、一葉水に浮ひしに、又蜘蛛といふ虫、是も

虚空に落ちてけるか、其一葉の上に乗りつゝ、次第々々にさとかにの、いとばかりも柳の葉を、吹きくる風に誘はれ、汀に寄りし秋霧の、立ちくる蜘蛛の振舞、實にもと思ひそめしより、巧みて舟を造れり、黃帝是に召されて、鳥江を漕き渡りて、蚩尤を安く亡はし、御代を治め給ふ事、一萬八千歳とかや、モテ「然れば船のせんの字を、公に前むと書きたり、叔父天子の御顔を龍顔と名付け奉り、舟を一葉と云ふ事、此の御宇より始まり、又君の御座舟を龍頭鷦首と申すも、此の御代より起れり、ワキ四「如何に申し候、我等が舟を龍頭鷦首と御祝ひ候事過分に存し候、とても事にさゝらをすつて御見せ候へ、シテ四さらば竹賜はり候へ、リキ折節船中に竹が候はぬよ、シテ「苦しからず候、彼佛の難行行苦行し給ひしも、一切衆生を助けん爲めそかし、居士も亦其の如く身をこつかに碎きても、彼者を助けん爲めなり、夫れさゝらの起りな草ねるに、東山に在る御僧の、扇の上に木の葉のかゝりしな、持ちたる珠數にてさりと拂ひしより、さゝらといふ事始まりたり、居士も亦其の如くさゝらの、には百八の珠數、さゝらの竹には扇の骨、おつ取り合せ是を摺る、所は志賀の浦なれば、並さゝ波や、志賀辛崎の松の上葉な、さらりとさゝらのまれを、珠數にて爲れば、さゝらふり猶手をも摺る物、今は助けてたひ給へ、ワキ四手を摺るなど承り候程に參らせ候へし、とても事に羯鼓を打つて御見せ候へ、並本來鼓は波の音、寄せては岸をとうと打ち、天雲迷ふ鳴神の、とゝろくと鳴る時は、降りくる雨はらくと、小笠の竹のさゝらをすり、池の冰のとうくと、鼓を又打ちさらな猶摺り、狂言ながらも法の道、今は菩提の岸に寄せくる、船の内より、ていとそと打ち連れて、共に都に上りけり、

本地の領主及び區畫の變遷は、大字石田に同じ。

大字桑畠

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして桑畠村と稱す。山間の僻地にして峯巒四方を繞れり。

南林寺は字達水戸の原にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿四年二月十日正意の創立なり。堺の慈光寺末なりしが、明治十一年四月本山の直末となる。境内は八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・書院・玄關・納家を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字石田に同じ。

大字山中

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして山中村と稱す。字地に新家といへるあり、和泉志村の條に「山中屬邑」と記せるは、此の字地を指せるならん。村名の示せるが如く山間の僻地にして、峯巒四方を繞り、人家は三々五々山陰に錯落し、紀州街道は北信達村大字岡中より來りて、南方紀伊國名草郡山口村の瀧畠に入る。往時山中關のありし所にして、其の國界に境川あり、小溪川にしてもと無名なりしが、明治七年八月五日此の名を附せらる。

境橋は國界なる境川に架せられたる橋なり、橋は文久三年土佐藩士廣井岩之助の復讐に依りて其の名世に聞ゆ。是れより先、同藩士棚橋三郎なるもの劔術の遺恨にて廣井岩之助の父某を殺し、其の儘

逐電しければ、廣井岩之助は之を無念に思ひ、復讐せんと欲し、棚橋三郎の所在を搜尋しける内、紀州海草郡加太浦の臺場普請人足となりて隠れ居れるを發見せしかば、紀州藩に出願したるに、同藩にては棚橋三郎を捕へて入牢せしめらる。依て更に復讐の願書を提出したるに、藩議は棚橋三郎を國外に放逐するに決し、役人附添ひ、文久三年六月二日此の境橋まで送り出で、小手繩丈にして赦されければ、廣井岩之助は大に喜び、之を橋より拾四五町ばかり當村領に連れ來り、父の仇を報すべければ尋常に勝負せよとて一腰の刀を與へ、互に身構へして打合ひしが、棚橋三郎は入牢の弱りもあり遂に廣井の爲に斬られて、廣井は其の素志を貫徹し、世に境橋の敵討と稱せらる。見物人は遠近より馳せ來りて、其の數三千人にも及びしといふ。

琵琶懸
地藏堂王子
馬目王子址

紀州街道筋に琵琶懸の險あり、石壁高峻にして深溪に臨めり。往時にありては同街道中第一の險路にして、僅に通行し得られたるも、一步を誤れば溪底に墜落するの虞あるを以て、通行するものは戦々兢々たりしと。傳へいふ、昔琵琶法師誤りて命を此に失ひしより此の名ありと。或はいふ、潤泉の咽べるもの琵琶の音に似たるを以て此の名ありと。

地藏堂王子は琵琶懸の南にあり、馬目王子は字王子原にありて、共に王子記及び御幸記に見ゆる所なりしが、馬目王子社は明治四十一年三月二十六日大字石田の村社鳥取神社に合祀せられ、地藏堂王子は已前に廢し、其の地藏尊のみ地福寺にありて平產を祈れば靈驗ありといふ。

地福寺

地福寺は字堂垣内にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門及び地藏堂を存す。地藏堂は即ち前記地藏堂王子にありし地藏尊を安置せるなり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年四月十四日第六聯合に屬したるの外は、大字石田に同じ。

大字 黒田

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして黒田村と稱す。字地に垣外といへるあり。

黒田寺は字カイトにあり、流谷山寶泉院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・納家・門を存す。外に二字の地藏堂あり。

本地は寛延二年より徳川氏代官の支配となり、天明二年田沼主殿頭の領地に移り、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化三年大坂城代松平能登守乗保の役知に換り、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、天保六年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十四區に屬し、同七年一月二十二日第三大

區五小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて、單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十一年四月一日の町村制施行に至れり。

大字下出

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして下出村と稱す。

極樂寺は字道筋にあり、真乘山愛染院と號し、眞言宗高野派福智院末にして阿彌陀佛を本尊とす。延久二年十月の創立、僧功德の開基なり。境内は參百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に愛染堂あり。

大願寺は字内畠にあり、增縁山業力院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。明暦四年九月の創立、善心坊の開基なり。境内は六百壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・納家・門及び觀音堂を存す。墓地に泉州志の著者石橋新右衛門直之の墓あり。

本地は天明七年より徳川氏代官の支配となり、文化元年大坂城代松平能登守乗保の役知に移り、同八年再び徳川代官の支配に歸し、天保十一年岡部内膳正の預所に轉じ、文久六年久世大和守の領地に

大字鳥取中

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして中村と稱せしが、信達莊にも同名の中村あるにより、之と區別せんが爲め、明治十七年九月十七日鳥取中村と改稱せらる。字地に道筋といへるあり。長樂寺は字平野山にあり、平野山と號し、眞言宗高野派大圓院末にして十一面觀世音を本尊とす。天平年中僧正行基の開基なりと傳ふ。境内は五百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

潮音寺は字西の原にあり、榮龜山慈雲院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛と千手觀音とを本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に彌勒堂あり。

本地は天明八年より徳川氏代官の支配となり、天保二年岡部内膳正の預所に移り、文久元年久世大和守の領地に轉じ、同二年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に移り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月十四日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字黒田に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正		町村制施行	當時の反別	町村制施行	當時の人口	大正元年十二月	大正九年十月一日	國勢調査の人口
			有租地	反別							
石	田	大西・八老	大西・八老	充・五七七	四五	一〇〇・西六	一〇〇・西六	君			
自	然	田	大西・七三〇	大西・七三〇	九七	一七・三八	一七・三八	九九			
桑	烟	一五・三七	一五・三七	四・七三	五三	二三・五七	二三・五七	三三			
山	中	園里・八〇〇	園里・八〇〇	七四・四二七	五三	一〇五・四九六	一〇五・四九六	四九			
黑	田	大九・六四〇	大九・六四〇	九一・三四	五二	七四・六〇六	七四・六〇六	四六			
下	出	大九・一〇三〇	大九・一〇三〇	七四・四二七	五二	一〇五・四九六	一〇五・四九六	四九			
鳥	取	中	大三・〇四〇	大三・〇四〇	五〇	金・一九〇	金・一九〇	三九			
計		四、七三・九〇〇	五〇・八九〇	三、三六	八〇・八二四	三、三九	三、三九	三、三九			
					三、三六						

第三十五項 西鳥取村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、波有手村及び新村の兩村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊鳥取郷の西部に位置せるに依り、其の意を探りて西鳥取村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉州郡に屬す。

大字波有手

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして波有手村と稱す。一に鳥取手村とも呼べり。海濱は汀沙遠く連りて細波靜にさゝやけり。

揖取神社は字門口にあり、天御中主命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正四年八月十三日宇戎の村社沓脱神社(八重車主命・玉依姫命)・宇平谷の同愛宕神社(加遇突)・字山の谷の同山谷神社(天御中主命)・字内畠の無格社蛭子神社(蛭子)を合祀せり。境内は五拾九坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十一日なり。

法福寺は南方字平松にあり、楊柳山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀如來を本尊とす。開創の年月は詳ならず。境内は參百四拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家・鐘樓・門を存す。外に地藏堂あり。而して寺は俗にお菊寺と呼ばる、お菊の木像を安置するに依る。お菊は關白秀次の落胤にして、本地後藤六郎兵衛興義の許に於て生長し、其の二十歳のとき紀州の代官山口喜内の嫡子兵内に嫁せしが、結婚後數日にして夫兵内は大坂城に入りて戦死し、養父喜内は淺野家を謀りて露顯し、一家悉く刑せられたるも、お菊のみは其の罪を問はれざりしに、自ら望みて刑死せしかば、其の養母なる六郎兵衛の妻おしづ之を憐み、其の木像を作りて當寺に納め、以て永く其の冥福を祈りしものなりといふ。

西光寺

西光寺は宇内畠にあり、護念山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とする。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

正行寺

正行寺は同字にあり、圓寶山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とする。創建の年月は詳ならず。境内は參百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

善六の碑は姫川の海に注げる所の南岸の小高き所にあり、表面に勇夫善六墓と題せり。天正十八年豊臣秀吉の北條氏康を相州小田原に攻めしとき、本地の善六其の軍に從ひて戦死しければ、之を賞して特に浦役錢・水主役を減せられ、里民永く其の澤に浴せしかば、之を徳として元文四年本地及び大字新の里長衆と謀り、碑を建て文字を刻して表彰せるものなり。(碑文は南紀祇園源流の撰にして、其の原書は横幅となりて大字新西森八十二郎氏之所藏せり)

善六者泉州波有手浦役夫也、勝國小田原之役、善六從軍戦死、年四十九、實天正十八年庚寅七月之晦也、初課鳥取浦出浦役錢四十貫八百文・水主役四十口・船十八艘、於是賞善六戰死、特命減浦役錢一貫文・水主役壹口、到今依之、嗚呼善六死無後、茲里長等與衆謀、立石以表章、且記減錢役之由善六以告後世云、

元文四年五月

本地 延享二年より徳川氏代官の支配となり、天明二年田沼主殿頭の領地に轉じ、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化四年大坂城代松平能登守乗保の役知に換り、同八年三たび徳川代官の支配に歸し、天保六年に至りて一部(石高不詳)は遠藤但馬守の領地に換り、同十一年徳川代官の支配地は岡部内膳聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字新

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして新村と稱す。里傳に依れば、往時は北湊と呼びしといふ。海濱に沿へる部落にして、西森八十二郎氏所藏元祿九年の書上帳控には、「家數二百三十九軒高持百姓百三十六軒、人數千三百七十人男七百四十一人・女六百二十六人・僧三人、寺二ヶ所智恩寺末泉養寺」と載せらる。戸口の此く多かりしは、河内屋七兵衛といへる大漁業家ありて多くの配下を有せしに依りしが、同家の衰微と共に戸口も減少せりと。河内屋の邸址は河内屋敷と呼ばれて今に殘れり。

北野神社

北野神社は宇古川にあり、菅原道真を祀れり。創建の年月は詳ならざれども、前記の書上帳控に見

えざれば元祿以後の勧請ならん。明治五年村社に列し、大正四年十二月七日字中岸の村社宇美佐知神社（事代主命）を合祀せり。境内は五拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は六月二十五日なり。

稱念寺

稱念寺は字坪土にあり、慶長山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納家・門を存す。

泉養寺

泉養寺は字池の上にあり、天正山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正五年の創立、僧松哲の開基なり。境内は貳百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・太鼓堂・門を存す。

寶林寺

寶林寺は字戎にあり、真宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保八年正月の創立なり。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は延享三年より徳川氏代官の支配となり、天明二年田沼主殿頭の領地に轉じ、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化四年大坂城代松平能登守の役知に換り、同九年三たび徳川代官の支配に歸し、天保六年遠藤但馬守の領地となり、同氏世襲して但馬守胤城に至り、明治二年六月上地せり、依て三上藩の支配に移り、同四年七月十四日吉見縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區劃の變遷は、大字波有手に同じ。

	大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年十二月 末日現在人口	大正九年十月二二 國勢調査の人口
新	波有手	一、〇五石	一、〇五石	二七・三三元	一、五五	二・五五	二・五五	一、三五	一、三五
		一、六八三〇	一、六八三〇	二・四二六	一、五五	一、五五	一、五五	一、九二七	一、九二七
	計	一、二四〇・三三〇	一、二四〇・三三〇	三六・六五五	一、八三〇	一、八三〇	一、八三〇	一、四九〇	一、四九〇
				六五五	一、九三	一、九三	一、九三	一、三三七	一、三三七
					二、三七	二、三七	二、三七	二、三七	二、三七

第三十六項 下莊村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、箱作村・山中新田・舞村・貝掛村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる箱作村は往時下莊に屬せしに依り、其の舊莊名を探りて下莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉州郡に屬す。

大字箱作

本地は古來日根郡に屬し、もと下莊の内なり、下莊は鳥取下の莊の略なり。東箱作・西箱作の二ヶ村たりしが、明治維新の際合併して箱作村と稱す。舊西箱作の内に田山・飯峯畠といへる字地あり、和泉志村里の條に「西箱作屬邑」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。村名は往時石作氏の居

りて御大喪に石棺を調進し、石棺は石の箱なるを以て箱作の地名をなしたるものならん。石作氏は姓氏錄左京神別に、「石作連、火明命六世孫建真利根之後也、垂仁天皇御世奉爲皇后日葉酢媛命作石棺獻之、仍姓賜石作大連公也」と見え、同和泉國神別に、「石作連、火明命十五世孫古利命男天香山命之後也」と見ゆるものはれなり。由來本地及び鳥取郷の諸村落は石を出だして、世に和泉石を以て稱せらるゝ、其の色青白にして質の緻密なるを以て名あり。今に石匠多し、是れ石作氏の遺風を傳ふるものならん。

箱の浦

海濱は謂はゆる箱の浦にして、深日の浦と共に風光の美を以て稱せらる。波の穏かなる日は、恰も碧膏を湛へたるが如し。土佐日記に見ゆる箱の浦は即ち此の地にして、其の他源重之集にも出で、能因の歌枕に「はこつくり」と記せり。

土佐日記 二月朔日、あしたのま雨降り、午の時はかりに止みねれば、和泉のなたと云ふ所より出て、漕き行く、海の上きのふの如くに風波見えず、黒崎の松原を經て行く。(中) 此間に今日は箱の浦といふ所より綱手引きて行く、かく行く間にゐる人のよめる、

たまくしけ箱の浦なみたゝぬ日は海を鏡と誰かみさらん

又船君のいはく、此の月までなりぬる事と、歎きて苦しきに堪へすして、人も云ふこととて、心やりにいへる歌、

曳く船の綱手の永き春の日をよそにいつまでわれは經にけり

家集 箱の浦にあけくれ遊ぶあし田鶴の千年の影そともに見ゆらん 源重之

加茂神社は宇下松にあり、玉依比賣命及び高麗神を祀れり。社記に依れば、玉依比賣命を勧請したは弘仁四年なり、高麗神勸請の年月は詳ならざれども、或は玉依比賣命勸請以前に於ける主たる祭神にして、同神の社に玉依比賣命を合祀したるものならんかともいふ。當社の南貳町許に赤掛山あり、俗に宮山と呼ばれ、其の麓なる宇鳥居本に鳥居の沓石ありて、里人は高麗神の舊地なりと稱して尊重し、今も當社の所領なり。北面に海を控へ眺望佳絶の境なれども、其の前面海上を通行する船舶は、往々風波に進航を妨げられければ、社地の神慮に叶はざるものならんとて、宮居を今の所に移しまるらせしと傳ふ。又玉依比賣命は、山城國加茂神社の社殿造営に際し、御神體を奉安せる御靈箱を新に作替へたるを以て、其の舊箱を加茂川に流したるに、淀川を經て難波浦に出で、海に浮び波に搖られれば、之を奉じて加茂神社と崇敬し、此の時より本地を箱着里(はこづくり)と云ふ。社殿は嵯峨天皇の弘仁四年村民協力し、附近の平地を繕ひ、良材を蒐めて建營し、拜殿・廊下・廻廊・籠所・攝社・末社・神門等の普請成就せりと。以後の沿革は詳ならざれども、郷黨中最も舊家に生長したる年長實直者を選みて補宜となし、補宜となりたる者は在任中は殊更不淨に接せず、祭典には素袍・鳥帽子を着用して神事を勤めて、明治の後神職の設置あるに至るまで繼續せり。春秋の大祭には往時より宮座と稱へ、產子

より毎戸一人づゝ参詣し、境内の廳舍に於て直會の式を行ひ、産子の者は汚穢を避けて清淨を旨とし、社參用の履物は内草履と稱して必ず自家に於て造り、各自燧を以て切火を爲したる上にあらざれば之を用ひざるの慣習を爲して今に至る。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月二十三日宇濱田の無格社戎神社(蛭子)^命を合祀し、大正五年五月三十日宇宮池の無格社池島神社を境内末社池島神社に合祀せり。境内は壹千壹百八坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・廳舍・神饌所・社務所を存す。末社に川合神社・神明神社・池島神社・若宮神社あり。若宮神社は當社より約貳町を隔てたる字龜井にありしを、明治の初年に移轉せしものにて、其の舊地に存する龜井は清泉を以て名あり。氏地は本地及び大字山中に於て、例祭は十月十一日なり。

菅原神社は宇天神にあり、菅原道眞・素戔鳴命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は九百七拾六坪を有し、本殿・拜殿・神饌所を存す。末社に池島神社・住吉神社・嚴島神社・神明神社・住吉神社・熊野神社あり。氏地は本地の東部にして、祭日は十月十一日なり。

稻荷神社は宇田山の稚兒谷にあり、田山稻荷を以て稱せらる。祭神は保食神なり。寛保年中宇田山の姥ヶ谷は森林晝尙暗く狐狸多く棲居して、婦女子の如きは日中ならざれば田畠に出づるを得ず、耕作甚だ不便なりしかば、所有者古田太三郎之を苦惱せる折柄、ある夜の夢告に依りて、山城國伏見稻荷社の分靈を勧請せしものなりといふ。爾來世人の信仰厚く、信徒は本州の外攝津・河内・紀伊・淡

路に亘り、土地は爲めに發展せり、然るに其の地は狹隘にて參拜者に不便なりしを以て、明治二十六年六月一日同家の所有なる當所に遷座し、同四十年十一月七日南近義村大字王子の村社菅原神社(菅原道眞)を合祀して村社に列し、同四十三年二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十四年四月二十一日大字山中の無格社貴船神社(高麗)^神を合祀せり。例祭は二月初午にして、當日は賽者群集して賑へり。境内は壹百九拾壹坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・社務所を存す。末社に嚴島神社あり。

宗福寺は宇燈籠松にあり、醫王山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・納家・浴室・門を存す。

觀音寺は宇井の坂にあり、圓道山と號し、臨濟宗妙心寺末にして聖觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・浴室・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

泉福寺は宇赤田にあり、天台宗延暦寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿十年二月本地住人山中庄兵衛正親の創建、義突和尚の開基なり。境内は壹千貳百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

青龍院は宇赤掛にあり、日蓮宗久遠寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。永祿五年の創立、寛永四年日後の再興なり。もと堺市材木町東三丁にありしが、明治三十八年一月十七日當所に移轉せり。境内

は貳百七拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關を存す。

本地は寛永十九年より徳川氏代官の支配となり、寛文二年青山因幡守の領地に轉じ、延寶六年太田攝津守の領地に移り、貞享元年土屋相模守の領地となり、同氏世襲して采女正舉直に至り、明治二年六月上地せり、依て土浦藩の支配に移り、同三年十月十四日堺縣の管轄となる。而して同縣區劃の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區五小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字山中

本地は古來日根郡に屬し、もと下莊の内なり。元祿三年十一月箱作村の人山中莊兵衛之を開拓し、其の姓に因みて山中新田と名づけ來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字山中と稱す。

本地 延寶四年より青山因幡守の領地となり、同六年太田攝津守の領地に轉じ、貞享元年土屋相模

守の領地となり、同氏世襲して采女正舉直に至り、明治二年六月上地せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字箱作に同じ。

大字貝掛

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして貝掛村と稱す。村名は貝掛松の傳説に依れるものならん。西は海に沿ひて玉津浦と呼びし所なり。

指出森神社は宇西出の指出森にあり、其の地は東鳥取村大字石田の郷社波太神社に祀れる八幡社の舊地なり。神功皇后の新羅を征して凱旋し給ひしとき、務古の水門より紀國に至らんとして御船を鳥取の玉津浦に繋ぎ、武内宿禰は皇子を懷にして海邊を逍遙し奉りし縁に依り、應神天皇を祀りて八幡宮と稱せしも、南北朝のとき鳥取氏の南朝に與せし爲め、波太神社と共に天授年中劫火の焼く所となり、郷の耆宿三十六人私財を抛ちて南山の下に波太神社の社殿を造營し、八幡宮の祭神を其の相殿に祀りければ、其の舊址に小祠を建てゝ應神天皇を祀りしもの即ち當社なり もと貝掛神社と稱し、明治五年村社に列し、同四十年十一月十一日今の社名に改め、同四十三年八月二十五日大字舞字湯の谷の村社谷神社(國常立命)を合祀せり。境内は四百七拾貳坪を有し、本殿及び社務所を存す、末社に嚴島神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十一日なり。

萬願寺は字上の山にあり、南泉山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

貝掛松は孝子越街道より北壹丁の海岸にあり。里俗の傳ふる所に依れば、むかし盜人あり、神於寺の寶物なる法螺を窃取して此の地を過ぎけるに、吹かざるに其の貝大に鳴りしかば、盜人之を怪み、貝を松に掛けて去れり。其の松は即ち此の松にして、是れより此の名起れりと。然れども當時の松は已に枯死して、現在の松は其の三代目なりといふ。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區五小區内の四番組に入り、同十四年三月五日舞村と二ヶ村聯合したるの外は、大字箱作に同じ。

大字 舞

本地は古來日根郡に屬し、もと鳥取郷の内にして舞村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區五小區内の四番組に入り、同十四年三月五日貝掛村と二ヶ村聯合したるの外は、大字箱作に同じ。

	大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年十二月 末日現在人口	大正九年一月 國勢調査の人口
箱			二、二五・八五六	一四七・五三〇	一、二四	三三・九三〇	一、二九	一一一・九三〇	一一一・九三〇
山	中		二四・一八三〇	一八・三八	一六	三三・七〇一	一六	一一一・九三〇	一一一・九三〇
貝	舞		六九・四二	七・四二	三三	一〇〇・〇三六	三三	一一一・九三〇	一一一・九三〇
計			四・九四六	三・九三七	九	四七・〇五	四七・〇五	一一一・九三〇	一一一・九三〇
			二、八四・三六六	二、八三	一、八三	一、八三	一、八三	一、八三	一、八三

第三十七項 淡輪村

本村は古來日根郡に屬し、もと下莊の内にして田身輪邑と呼びしが、後轉じて淡輪村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉州郡に屬す。字地に畠村・峯地藏・別所といへるあり。別所は泉州志に別墅村と記し、往時民家部落のある所なりしが、淡輪城の廢せらるゝに及び、其の多くは同城附屬土の邸址に移り來りて、今の淡輪の本部落を爲し、舊地には僅に數戸を殘すのみとなれり。泉州に於ける舊邑にして、北は下莊村大字箱作に接し、南は深日村に界し、東南に山を負ひ、其の溪間より發するは田身輪川なり。西北は海に瀕し、海に沿へる部落の北邊に愛宕山あり、山は其の頂に愛宕祠あるに依りて此の名を爲し、頗る風景に富めるを以て、明治四十一年の頃より道路を開きて遊園地と爲し、茶店・旗亭・旅館等を設けられ、來賞するも

の多く、山脚の松林を爲して海中に斗出せるは、謂はゆる黒崎の松原なり。紀貫之の土佐日記にも見え、箱の浦と深日浦との中間にありて風光の明媚なるは兩者の上に出で、松林中に四本の大木あり、挺然として空に嘯き、俗に九日松といへり。村社船守神社の御旅所にして、舊暦九月九日に同社神輿の渡御ありしより呼びなせるの稱ならん。

土佐日記

二月朔日あしたのま雨降り、午の時はかりに止みねれば、和泉のなたといふ所より出て、漕ぎ行く、海の上きのふの如くに風波みえず、黒崎の松原を經て行く、所の名は黒く、松の色は青く、磯の波は雪の如くに、貝の色ばすはうにて、五色に今いろいろそだらぬ、

五十瓊敷入彦命の宇度の墓
彦命の宇度の墓

五十瓊敷入彦命の宇度の墓は東南にあり、俗に東二山在と呼び、高さ拾壹間・周圍參百九拾參間五分、前方後圓にして六千六百六拾九坪の兆域を有し、松樹密生して濠池之を繞り、俗に蓮池と呼べり。明治維新前までは、後に記するが如く紀小弓宿禰の墓に擬せられたりしが、明治の後に至りて同命の墓に確定せらる。陪塚の如きもの六個あり、以前は七個ありしも、壹個は民有地たりしが爲め開墾せられて田圃となれり。

延喜諸陵式

宇度墓五十瓊敷入彦命、在和泉國日根郡、堺城東西三町・南北三町、守戸二畠、

西二山在は西南にあり、高さ拾貳間・周圍參百九拾八間、前方後圓にして北に向ひ、老松繁茂して、俗に御内帑と稱し、環濠を御内帑池と呼べり。陪塚の如きもの貳個あり、以前は參個を存せしも、其

小二山在
眞鍋山

の壹個は已に開墾せられて今はなし。又小二山在は南方字只山にあり、高さ五間・周圍六拾七間、圓形にして東に向ひ、四圍に濠池ありしも、其の西南に當れる四分通は明治十四年に埋立てられて字を池田と呼び、殘れる六分通も同二十一年三月に埋立てられて同く水田となる。又眞鍋山は西南字田丸にあり、小二山在よりも小形にして同く圓形なり。其の眞鍋山といへるは古來の名にあらずして、眞鍋氏の建てたる碑石のあるより呼びなせし稱ならん。周圍に濠池を繞らせしも、其の大部分は埋立てられて、南方の一部に僅少の傍を残せり。三塚とも何人の墳なるかは定かならざれども、本地古墳に就て諸書の記せるものを見るに、泉州志には村の西南に當て一箇の舊墓あり、又東南に一箇あり、各方一町ばかり、周池に水を貯へ、俗に之を陵といふと記して、一箇は紀船守の墓、一箇は紀小弓宿禰の墓ならんとの私案を附し、其の私案には何れを其れと指定せざるも、行文上より見て西二山在を紀船守の墓、東二山在を紀小弓宿禰の墓に擬したるものなるかの如くに思はる。又和泉志には紀小弓宿禰の墓は淡輪村の東にあり、墓畔小塚七、紀船守の墓は淡輪村の西にあり、墓畔に小塚二あり、上道大海の墓は淡輪村の南にあり、俗に小陵と稱すと記すれば、東二山在を紀小弓宿禰の墓、西二山在を紀船守の墓、小二山在を上道大海の墓に擬したるものと知らる。南遊紀行には、淡輪村より半里許行く、其のさきに大なる塚あり、誰人の墓といふ事を知らず、廻りに堀をほる、恰も天子の御陵の如し、延喜式諸陵式に宇度墓五十瓊敷入彦命在和泉國日根郡といへり、此墓ならんと記し、其の記せる

塚は西二山在を指したるものならんか。大阪府地誌は東二山在の已に宇度の墓と決したる後の出版なるを以て、西二山在を紀船守の墓、小二山在を上道大海の墓と記せり。（尙小二山在に日葉酢姫皇后の御陵なり大字山陵に體存せり）諸書の記する所此の如くなるを以て、東二山在の宇度の墓と決せざる以前にありては、南遊紀行を除くの外は、東二山在を以て紀小弓宿禰墓、西二山在を以て紀船守の墓、小二山在を以て上道大海の墓と爲し、真鍋山は何人の墓にも擬せられざりしを知るべし。紀小弓宿禰の墓を本地に築きしことは、後に掲記せるが如く日本書紀に明文あれば、必ず本地に存せざるべからず。しかも其の墓は大規模のものたりしなるべければ、之を東二山在なりとせしも、同墳は宇度の墓と決したれば、之に擬すべきものは西二山在と小二山在のみ。上道大海と紀船守の墓を本地に築きしことは舊史に見ゆるものなきも、已に紀小弓宿禰の墓を築かれたる所なれば、其の妻たる上道大海も死して本地に葬られしが如く、又本地は泉州志に記せるが如く紀氏累代住居の所にして、姓氏錄にも和泉國皇別に、紀辛朝臣建内宿禰男紀角宿禰之後也と見ゆれば、紀船守の墓の本地にありとせる從來の説も否認すべからざるが如くに思はる。されば宇度の墓と決したる東二山在を除き、此の西二山在・小二山在・真鍋山の三塚中、其の一は必ず紀小弓宿禰の墓にして、他は上道大海と紀船守の墓ならんか、後賢の精査を俟つになん。

日本書紀 雄略天皇九年春三月、天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰、無住也、天皇由是不果行、勅紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・太伴談

連鹿火宿禰等曰、新羅自居西土累葉稱臣、朝聘無違貢賦允濟、逮平朕之王天下、投身對馬之外、竄跡臣羅之妻、阻高麗之貢、吞百濟之城、況復朝聘、既闢貢賦莫脩、狼子野心飽飛飢附、以汝四卿并爲大將、宜以王師薄伐天罰襲行、於是紀小弓宿禰使大伴室屋大連憂陳於天皇曰、臣雖拙弱敬奉勅矣、但今臣婦命過之際、莫能視養臣者、公冀將此事具陳天皇、於是大伴室屋大連具爲陳之、天皇聞悲頽歎、以吉備上道采女大海賜於紀小弓宿禰、爲隨身視養、遂推轂以遣焉、紀小弓宿禰等即入新羅、行屠傍郡行屠並新羅王夜聞官軍四面鼓聲、知盡得勝地、與數百騎馬軍亂走、是以大敗、小弓宿禰追斬敵將陣中、勝地悉定、遺衆不下、紀小弓宿禰亦收兵與大伴談連等會兵復大振、與遺衆戰、是夕大伴談連及紀國前來目連皆力鬪而死、談連從人同姓津麻呂後へ軍中尋覓其主、從軍覓出問曰、吾主大伴公何處在也、人告之曰、汝主等果爲敵手所殺、指示屍處、津麻呂聞之踏叱曰、主既已陷何用獨全、因復赴敵同時殞命、有頃遺衆自退、官軍亦隨而却、大將軍紀小弓宿禰值病而薨、（中）於是采女大海從小弓宿禰喪到來日本、遂憂諸於大伴室屋大連曰、妾不知葬所、願占良地、大連即爲奏之、天皇勅大連曰、大將軍紀小弓宿禰、龍驤虎祝、旁眺八維、掩討逆節、折衝四海、然則身勞萬里、命墜三韓、宜致哀矜宛視喪者、又汝大伴卿與紀卿等同國、近隣之人由來尚矣、於是大連奉勅、使土師連小鳥作冢於田身輪邑而葬之也、由是大海欣悅不能自默、以韓奴室兄麿弟麿御倉小倉針六口送大連、吉備上道蚊島田邑家人部是也、

陰曆九月九日なりしも、改められて今は陽曆の十月十五日となる。

西福寺は字板屋敷にあり、蕉陵山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とする。文明元年の創立なり。真言宗根來寺の末たりしが、永正三年覺到清還和尚轉宗せり。故に同和尚を開基とする。本尊の外に藥師佛あり、もと飯盛山千間寺の本尊にして、天正五年二月織田信長の兵火に罹りて同寺焼亡せし時朝日谷の池に投せられしを、引上げしものなりといふ。境内は貳百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・納家・鐘樓・門を存す。

西教寺は字事の木にあり、引接山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とする。創建の年月は詳ならず。真言宗なりしが後轉じて淨土宗となる。俗に西の寺と呼びて西林寺と區別せり。境内は參百四拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・納戸・鐘樓・門を存す。

善性寺は字峯地藏にあり、寶珠山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とする。寶曆十三年四月三日の創立、僧善性の開基なり。寺名は開基の名に因めり。境内は壹百九坪を有し、本堂・座敷・門を存す。

淡輪城址は淡輪部落の内にあり、今は民家田圃と化したれども、本丸の址は字を城の藪と呼びて一

面の竹藪を爲せり。廣さ貳反歩許、土手を繞らして隣地よりも小高く、東西の二方に堀の址残れり。城は淡輪氏の據りし所なれども、里傳に依れば同氏以前已に城あり、後同氏之に據りしものなりといふ。淡輪氏の裔たる本地本山林吉氏の家譜に依れば、淡輪氏は其の先佐藤忠信に出で、忠信は畠山重忠と親昵なりしを以て遺言して其の幼兒を重忠に依頼し、幼兒は重忠の保護に依りて成長の後、小治郡重治と稱し、泉州日根郡を領せしめらる、依て淡輪を氏と爲せり、是れ淡輪氏の祖なり。其の子彦四郎重信より太郎左衛門重昌・左衛門五郎入道正圓重元・助太郎重氏・彦太郎助重(助重は正平九年右衛門尉從五位下に叙せらる)・左衛門太夫長重・次郎左衛門有重・左衛門太郎隆重・佐渡守昌利・六郎兵衛重氏・因幡守重正(二男次門昌信・其子次郎左衛門信重家名を本山と改む、即ち本山家の祖なり)を経て大和守良重に至る。累葉中、右衛門五郎入道正圓は元弘年中、助太郎重氏は建武・延元年中、彦太郎助重以下は貞和・觀應・正平以來應永年間に亘りて、或は官軍に屬し或は賊軍に投じて武威を振ひしが、良重は後名を隆重と改め、徹齋と號し、天正年中の人にして、其の所領は六萬石なりしと里傳せり。徹齋に二男一女あり、長男は新兵衛重利といひ、次男を六郎兵衛重政といふ。長男は紀州侯に仕へ、女子こよは關白秀次の妻となる(女子は波有手村なる後藤六郎兵衛政の義の女を養女とせるものなりといふ)。然るに其の女關白秀次の妾となり居りしが爲め、秀次の文祿四年七月高野に自裁するに及び、秀吉に聚樂第に入りてお小督局と呼ばれ、秀次の胤を宿して女子を擧げ、秀次の自裁後三十一才を以て京都

三：河原に於て斬らる、其の辭世は左の如し。女子は益田少將・富田左近將監に救はれて、密に波有手村なる後藤六郎兵衛與義（政義の嫡子おの兄）の許に送られ、同家に生長してお菊と呼び、二十歳にして紀州の代官山口喜内の嫡子兵内に嫁せり。時は恰も大坂役の起れる際にして、同家は意を大坂方に傾け、夫兵内は大坂城に入りて戦死し、父喜内は國にありて淺野家を謀りしかば、其の事露顯して同家一族悉く刑死せらるゝに及び、お菊のみは赦されたるも、自ら望みて元和元年六月六日南穂村の河原に刑せらる。又六郎兵衛重政も大坂城に入りしが、同年四月二十九日當國檍井川に於て淺野家の兵と戦ひ利あらずして討死せしも、淡輪氏の嫡傳は今も紀州にありといふ。

生れ來てまた歸るこそ道なれや雲のゆきゝのいともかしこし

多賀井屋敷 多賀井主水
多賀井屋敷といへるは西方字西にあり、多賀井氏の邸址なるを以て此の名あり。多賀井主水は此の

多賀井氏に出で、加藤左馬助に仕へて其の家老となり、武名世に鳴れり。邸址は畠地又は民家の敷地となりたれども、附近の宅地よりも貳尺程高く、石垣は今も其の二方に残れり。尙本地は真鍋氏の出でし所なれども、其の邸址等は詳ならず。真鍋主馬太夫入道真人は、其の十一歳のとき信長に謁して舊領參千貫を附與せられ、信長の死後秀吉に其の三分の二を減せられ、中村式部少輔の旗下となり、當國大津城にありて屢根來雜賀の僧徒と兵を交へ、相州小田原の戦に美名あり、朝鮮征伐に從ひて一道の大將を討ち、關ヶ原の役後福島左衛門太夫正則に仕へしといふ。真鍋山に碑を立てゝ真鍋山の名

を爲せしは、此の真鍋氏なり。

土屋相模守陣屋の址

土屋相模守陣屋の址は字別所の大藪にあり。同陣屋の創設せられたるは文久二年なり。同年以前にありては、地方の庄屋をして收納等の事務を取扱はしめしも、本國常陸の土浦とは遠隔せるを以て、取締及び收納等に不行届の廉少からざりしに依り、陣屋を設けて代官を置きしものならん。然るに同藩領は已に記せしが如く明治三年十月十四日堺縣の管轄となりければ、陣屋も亦廢せらる。址は壹町歩許の所にして今は田圃と化せり。故に同陣屋の存在せし期間は久からざりしも、慶應年中の代官大槻某は深く意を勧業に注ぎ、殊に當地方に於ける製瓦業に對しては、其の將來有望なるを認めて之を獎勵しければ、同業は爲めに隆盛となり、製瓦の今に地方特産たるは、同人獎勵の力に負ふ所少なからずといふ。

醫王寺の址

醫王寺の址は字別所の薬師址にあり。縁起に依れば、寺は薬師如來を本尊とし、左に阿彌陀如來・右に釋迦牟尼佛を安置し、後鳥羽天皇の建久年中南紀由良の法燈國師の開基なり。或年天下大に旱魃し、五畿内雨降らざること三百日、千草萬木花實の節を忘れければ、太守に勅して當寺本尊に雨乞を爲さしめ給ひしに、五夜三日の潤雨ありしかば、叡感あらせられ、勅して雨花山の號を賜ひしと。真言宗の精舍として法燈を傳へ來りしも、後漸次衰頽し、明治の後に至り無檀無住の廉を以て廢止せられ、本尊は西林寺に轉管せらる、春日の作なりと傳ふ。

隱穴は別所と峯地藏の間なる字鴻の巣にあり。穴は『』の形を爲し、側面は石を疊み、上は延石を以て之を覆ひ、石は總て自然石なり。入口は幅參尺・長五尺許、奥は方形を爲して八尺許、全部土を以て之を埋め、芝草叢生して高さ貳尺ばかりの塚形を爲せるを以て、人其の塚あるを知るも、穴あるを知るものなし、是れ隱穴の稱ある所以なり。其の何の爲めに設けられたるものなるかは詳ならざれども、蓋し古墳ならん。口碑・傳説ともになし。日下舊形を存するもの七個、其の他尚七個ありしも、已に開拓せられて田圃となる。又字尾崎の墓地の一端にも參個ありしが、今残れるは壹個なり。其の貳個は明治三十一年南海鐵道株式會社の軌條敷設に際し、路線に當りて破壊せられ、穴中より出土器・古劍の腐蝕せるものは村役場に保存せらる。

本地は寛永十九年より徳川氏代官の支配となり、寛文二年青山因幡守の領地に轉じ、延寶六年太田攝津守の領地に移り、貞享元年土屋相模守の領地となり、同氏世襲して采女正學直に至り、明治二年六月上地せり、依て土浦藩の支配に移り、同三年十月十四日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區五小區に改まり、同四年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四十戸長役場の管理區域に入

りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治八年改正有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町村制施行	大正元年三月一日現在人口	大正九年十月一日現在人口	國勢調査の人口
淡輪	一、七五石	一、七五石	二九八	二、三七	二、三七	五三・九二	二、五五	二、五六

第三十八項 深日村

本村は古來日根郡に屬し、もと下莊の内にして吹飯村と呼びしが、後文字を深日と改む。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉州郡に屬す。其の海濱は謂はゆる深日浦にして、歌枕に有名なる古の吹飯浦なり。東は淡輪村に近き千歳川の河口より寛かに灣をなして、西は多奈川村に至るの間凡そ壹里許にして、海には怪岩奇石の或は臥し或は欹ち、千狀萬態みな其の形に依り趣に依りて名を命じ、烏帽子岩・冠石・入道石等は特に其の著名なるものにして、其の他曰く何石、曰く何岩、一として名あらざるはなく、名ありてをかしからざるはなし。漣漪は緩かに來りて巖と語り、巨浪は忽ち寄せて石を擊ち、汀は一帶の青松白砂と映帶し、漁舍蟹戸は其の間に點在し、西に淡路の淡嶋を眺め、北に播・攝の翠巒を望み、後には山村を繞らして濃翠を長く罩の、東北は長汀曲浦を連ねて海は宛ら弓の如し。古來風光の逸美を以て稱せられ、珠詠玉吟悉

く記すべからず、今其の少數を掲記せん。但し紀伊と丹後にも同名の吹飯といへる所あれば、彼此混交せるものもあらんか。

萬葉 時つ風ふけひの漁に出て居つゝあかふ命は妹かためこそ
夫木 秋の夜のふけひの浦に船出して月にや海士の鱸釣るらん
彼方よりふけひの漁を見渡せはみきわの松はこたかゝりける
同春かせのふけひの浦に散る花を櫻かいとて拾ふ今日かな
同冬さむみ小夜もふけひの浦風に島わたりする舟やいつらん
千鳥なく吹飯のかたを見渡せは月影さひし難波江のうら
待かれて小夜も深日の浦風に頼めぬ波の音のみする
沖つ風ふけひの浦に音信れて輪島が磯に月かたむきにけり
新勒撰 小夜千鳥ふけひの浦のけしさよなりとも見えす秋の夜の月
月清み千鳥なくなり沖つ風ふけひの浦のあけかたの空
月かけのふけひのうらのさよ千鳥のころあとにもれをなけれり
新古今 夏の夜は吹飯の浦のほとゝきす岩うつ波の立ち歸りなげ
歌枕 なかき夜のおのか千歳も夢なれや吹飯の浦に鶴の眠れる

三河内侍 藤原家基 西行法師 中務御子
藤原俊成 行家 読人しらず
小侍 徒 藤原俊成 論上 隆季
藤原俊成 素後法師 藤原親隆 藤原親隆
素後法師 藤原親隆 藤原親隆 藤原親隆
慈 鎮 雅世

同拾遺草 同拾遺草 同拾遺草 同拾遺草 同拾遺草
御集 同御集 同御集 同御集 同御集 同御集
玉集 同玉集 同玉集 同玉集 同玉集 同玉集
新後撰 同新後撰 同新後撰 同新後撰 同新後撰 同新後撰
玉吟 同玉吟 同玉吟 同玉吟 同玉吟 同玉吟
新拾遺 同新拾遺 同新拾遺 同新拾遺 同新拾遺 同新拾遺
新古今 同新古今 同新古今 同新古今 同新古今 同新古今
六帖 同六帖 同六帖 同六帖 同六帖 同六帖

あきも今はふけひの浦の松風にたつなく夜半の有明の月
かち枕ゆめちはかなくおとろけはふけひのうらのあかつきの空
越す浪にわかよ吹飯の怨みて打ぬゞ夢も此ころそみる
沙風や寒けかるらん冬の夜の吹飯の浦に千鳥なくなり
いそに出てあさりする日の消ねはふけひの浦を尋ねつる哉
なくくも雲井を戀ひて年ぶりぬ我が世吹飯の浦の友鷗
風さむみ吹飯の浦の小夜千鳥とほき沙干の方に鳴くなり
いたづらにをのかふけひの浦なれと子を思ふ鶴のいふかひもなし
大かたの名こそ吹飯の浦ならめかたふかてすめ秋の夜の月
立波の音は残りておきつ風ふけひのうらにこほる月影
あしへより沙みぢくらし天津風ふけひのうらにたつて鳴くなる
いかにせん我世ふけひの怨みて子を思ふつるのをろかなる身を
もしづやくあまのたく火のもえさらば吹飯の浦なけふましやは

南紀に面して大門は孝子村の境に建てられしが、天正五年二月織田信長に焼かれて鳥有となる。其の焼かれしとき、本尊薬師の像は朝日谷の池に投せられて災禍を免れ、今は淡輪村の西林寺に安置せりといふ。寺記の傳はれるものなきが爲め其の沿革を知るに由なきも、泉州志には當寺に關する古證文を引用せり。其の引用せる永仁五年四月の證文には、當寺領の堺は東は作佛房谷を限り、西は孝良下を限り、南は七曲を限り、北は白樺尾を限ると見え、弘安十一年四月左衛門尉藤原重政の證文には、當寺免田は時基・康繼・左近將監等の先印に任せて許達する所なりと見え、正和四年十一月の證文には、當莊の領主平宗繁寺田を寄附すと見ゆ。是れに依れば古くより免田を有し、領主等よりも寺田を寄せられて、寺門の繁榮せしものならん。

國玉神社は字里山にあり、延喜式内の神社にして國魂命を祀れり。創立の年月は詳ならず。國內神名帳には神位を正五位下と記せらる。明治六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年十月十二日字濱山の村社加茂神社を合祀せり。境内は參千四拾五坪を有し、樹木鬱蒼として千歳川其の西南を繞り、七十有餘級の石磴上に坦地ありて本殿は其の正面に建てらる。本殿は檜皮葺流造にして、外に拜殿・幣殿・廳舍等を存す。末社に大神社・大鳥神社・出雲神社・住吉神社・大山積神社あり。氏地は本地及び孝子村にして、例祭は十月三日・夏祭は五月十日に行はる。

深日行宮の址は國玉神社の燈下なる坦地即ち是れなり。同行宮は天平神護元年十月稱德天皇の大和

深日行宮の

小治田の宮より紀伊の玉津島に行幸あらせられたる歸途、同國海部郡岸村の行宮より入御し給ひし所なり。後花山法皇の諸州行幸の時にも、暫く此に寓居あらせられしといふ。

續日本紀 稱德天皇天平神護元年九月庚戌、遣使造行宮於大和・河内・和泉等國、以欲幸紀伊國也、冬十月辛未、行幸紀伊國、丙子、天晴進到玉津島、癸未、還到海部郡岸村行宮、甲申、到和泉國丹根郡深日行宮、子時西方暗暝、異常風雨、紀伊國守小野朝臣小贊從是而還、乙酉、到同郡新治行宮、丙戌、到河内國丹比郡、丁亥、到弓削行宮、

寶樹寺は字高木にあり、鶴舞山と號し、淨土宗總持寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。往時は飯盛寺の末にして真言宗なりしが、永祿二年三月託賢和尚に中興せられて淨土宗となる。境内は參百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・鐘樓・長屋・門を存す。外に藥師堂・彌勒堂あり。彌勒堂に安置せる彌勒佛の像は、もと彌勒寺にありしを移せしものなり。

金乘寺は字北出にあり、白龍山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正中三年右馬之助光乘の創立なり。文明十八年本願寺蓮如法主紀州巡錫の際、來りて寺名を授與せられ、天正年中顯如法主石山城籠居の際には、了性なるもの此に居りて兵糧を輸送せしといふ。境内は八百拾八坪を有し、本堂・庫裏・客室・茶所・廊下・鐘樓・土藏・長屋・門を存す。

彌勒寺の址は南方彌勒谷なるべし。寺は右衛門允猪使公忠の本地を所領しけるとき、天徳元年に建てゝ大日・釋迦・彌勒・藥師及び十八善神を安置せしものなるも、後伽藍荒廢して其の寺號を失し、

彌勒寺の址

金乘寺

僅に彌勒佛の一尊を遺したるを以て、後世之を彌勒寺と呼びしものなりといふ。

深日城のありし所なり、今は畠地となれるも、字地に城山といへるあれば、是れ其の址ならんか。城は壽永三年阿波國安摩六郎忠景・紀伊國園部兵衛忠康築きて據りしに、能登守教經兵船を進め來りて攻めければ、支ふる能はずして遁れ、教經は城兵の頃百三十を得て福原に歸りしといふ。

平家物語 阿波の國の住人あまの六郎忠景、これも平家を背きて源氏に心を通はしけるか、大船二艘に兵糧米積み物具入れ等をさして上りけるを、能登殿福原にて此由を聞き給ひて、小舟とも押浮へて追はれたれば、西の宮の沖にて反し合せて防き戦ふ、能登殿餘すな洩らすなとて散々に攻め給へば、あまの六郎叶はしとや思ひけん、和泉の吹飯の浦に樹籬る、また紀伊の國の住人園部の兵衛忠康、是れも平家に快からさりけるか、あまの六郎が能登殿に手痛う攻められ奉りて、和泉の吹飯の浦に在りと聞きて、其の勢百騎ばかりにて和泉の國へ打ち越えて、あまの六郎・園部の兵衛一つになりて城郭を構へて待つ處に、能登殿やかて推し寄せて散々に攻め給へば、あまの六郎・園部の兵衛かなはしと思ひけん、身からは逃げて京へ上る、残り留りて防矢射ける兵共百三十餘人が首切りて福原へこそ參られけれ、

本地は寛永十九年より徳川氏代官の支配となり、寛文二年大坂城代青山因幡守の役知に轉じ、延寶六年太田攝津守の領地に換り、貞享元年土屋相模守の領地となり、同氏世襲して采女正學直に至り、明治二年六月上地せり、依て土浦藩の支配に移り、同三年十月十四日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第三一大區五小區に

改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村	名	舊石高	明治八年改正有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の反別	町村制施行當時の人口	大正元年三月末日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
深	日	一、二六・五二	二八・四二五	一、四九三	三六・四〇七	一、五七	二、四五五	二、四五五

第三十九項 孝子村

本村は古來日根郡に屬し、もと下莊の内にして上孝子畠・中孝子畠・下孝子畠の三ヶ村たりしが、後合併して孝子村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、戸口僅少の小村なれども山間に僻在して他に合併すべき村落なきを以て、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日泉州郡に屬す。橘妙冲が父逸勢の屍を負ひ來りて此に葬り、身も亦竟に終り、時人之を孝子と呼び、終に孝子の村名を爲せしと。然れども或はいふ、昔役の優婆塞葛城一言主神の讒に依りて收縛せられんとせしも、驗力に依りて容易に縛に就かざるを以て、官其の母を捕へければ、優婆塞母を苦のんことを悲み、出で

此の地に捕へらる、是れ村名の起原なりと。

橋逸勢及び妙冲の墓は下孝子畑の字あやめにあり。封土の高さ各貳尺許にして、逸勢の墓域は拾五坪・妙冲の墓域は貳拾貳坪なり。文德實錄に依れば、妙冲は其の父逸勢の屍を負ひて京に歸りしと見ゆるも、里傳に依れば、妙冲は京に歸らずして直に此の地に來り、其の屍を此に葬り、其の身も此の地に住し墓を守りて終り、其の邸址は墓を距る貳町程東方なるあやめ屋敷是れにして、あやめは妙冲の俗稱なりしと。邸址は今は松林となる。

文德實錄 嘉祥三年五月壬辰、追贈流人橋朝臣逸勢正五位下、詔下遠江國歸葬本鄉、逸勢者右中辨從四位下入居之子也、爲性放謹不拘細節、尤妙譜書、宮門榜題手跡見在、延暦之季隨聘唐使入唐、唐中文人呼爲橋秀才、歸來之日歷事數官、以年老羸病靜居不仕、承和九年連染伴健等謀反事、掠拷不服、減死配流伊豆國、初逸勢之赴配所也、有一女悲泣步從、官兵監送者叱之令去、女竝止夜行、遂得相從、逸勢行到遠江國板築驛、終于逆旅、女繫號盡哀、便葬驛下、廬于裏而守屍不去、乃落髮爲尼、自名妙冲、爲父誓念曉夜苦至、行旅過者爲之流涕、及詔歸葬女尼貢屍還京、時人異之稱爲孝女、

續日本紀 文武天皇三年五月丁丑、役君小角流于伊豆島、初小角住於葛木山以呪術稱、外從五位下韓國連廣足師焉、後害其能讒以妖惑、故配遠處、世相傳云、小角能役使鬼神汲水採薪、若不用命即以呪縛之、

高仙寺は上孝子畑の字觀音山にあり、寶長山と號し、曹洞宗永平寺末にして十一面觀世音を本尊とす。所傳に依れば、役小角の開基にして、飯盛山上に飯盛寺のありし頃は、其の境内西塔の一院として輪奂の美を極めたりしも、同寺の湮滅以來當寺も荒廢に傾き、定まる住持もなく、沙彌・修驗者

輩に監守せられて數百年を経過しける内、元祿年間に至り、和歌山の法泉寺より乘山雲鶴和尚來りて經營復興し、真言宗より曹洞宗に轉じて今に至れりと。然れども中興以來の寺歴も、再度の火災に依りて舊記を存せざるを以て復た之を知るに由なし。境内は四百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・茶所・鐘樓・土藏・門等を存す。外に行者堂・庚申堂あり。

金輪寺は字西の谷口にあり、黃檗宗萬福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿四年の中興なり。境内は六百貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に行者堂あり。

正樂寺は字山下にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十四年の創立なり。境内は壹百六拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

惠光寺は字中出にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。

圓明寺は同字にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。文明十八年三月十八日僧正旭の中興なり。境内は壹百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・長屋門を存す。

本地は寛永十九年より徳川氏代官の支配となり、寛文二年大坂城代青山因幡守の役知に轉じ、延寶六年太田攝津守の領地に換り、貞享元年土屋相模守の領地となり、同氏世襲して采女正學直に至り、明治二年六月上地せり、依て土浦藩の支配に移り、同三年十月十四日堺縣の管轄となる。而して同縣

區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區五小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第四十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治八年改正石高	明治九年一月有租地反別	町村制施行	大正元年三月町村制施行	大正九年十月一日當時の反別	大正元年三月當時的人口	大正九年十月一日當時的人口	國勢調査の人口
孝子	三八・〇三	五・九八	六	一八九・三三	六五	七四	六五	六五	六五

第四十項 多奈川村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、谷川村・東畠村・西畠村・小島村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、其の所在は懸隔せる爲め統轄上の不便あるも、他に接近村なきを以て、其の區域に依りて一村を設け、谷川村は一に多奈川と呼べるを以て、其の稱を探りて多奈川村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉州郡に屬す。

大字谷川

本地は古來日根郡に屬し、もと下莊の内にして谷川村と稱す、俗に多奈川と呼べり。土佐日記に、「とらうの時はかりにぬしまといふ所をすぎて、たなかはといふ所をわたる」と見ゆるは本地にして、其の谷川を「たなかは」と呼べるは、泉州志に記せるが如く、近江國田上川を多奈賀美といふの類ならん。字地に川原・西・湊・北畠・平野といへるあり、和泉志村里の條に「谷川屬邑五」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

東南に山を負ひ西北は海に面して谷川港あり。港口は南に向ひ、暗礁なく浮洲なく、觀音崎は其の北を擁して海潮を緩和し、南北壹百間・東西四拾餘間にして、干潮八尺より満潮壹丈貳尺の水深を有し、茅海の避難港にして本地貨物の呑吐場なり。當港開發の起原を繹ぬるに、由來和泉の海滨は多く淺瀉にして泊舟の津に乏く、商船の來往するもの之に苦むのみならず、居民は古來多く瓦の製造を業と爲し、攝津・紀伊・淡路其の他諸國の需用に應じて輸出せるも、其の燃料たる薪炭の產出に乏きを以て、之を攝津・紀伊の諸國より購入するを例と爲し、毎歲當地に出入する五十石以上の廻船は三百艘以上の多きに上り、且漁船の寄泊するもの渺からざれども、適當なる船舶の碇繫所なきが爲め、風波の高きに際して往々船を破り、廻船の交通を杜絶せしめられ、工業を阻害すること少からざるを

以て、慶長年中領主桑山氏勝之を憂ひ、西端の地をトして港湾を開鑿し、以て船舶五十艘の收容を易からしめたるもの即ち當港の濫觴にして、今の古港是れなり（口碑に依れば、秀吉の朝鮮を征伐せんとせしどき、難りと）。然るに其の位置偏僻し、且土砂渟淤の患あるを以て、延寶三年時の領主青山因幡守は西北端なる觀音崎に沿ふて新に港湾を開かんと欲し、之を藝州藩士永原秋月に囑し、元祿二年に至りて竣工せしもの即ち今のが谷川港是れにして、一に新港の名あり。新港成りて古港は自然廢港となれり、其の後村民正木善右衛門といへるもの之を買收し、船舶より入津料を徵收して港湾の維持費に充て、永く經營し來りしも、文政二年領主土屋采女正の説諭に依りて返上せり。當時當港に出入する船舶の數は、千石積以下のもの約千八百艘を下らざりしといへば、當時に於ける本地工業の盛況なりしを推想するに足らん。天保二年五月觀音崎の岸頭に白色燈明臺を設けて海上參逕を照らさしめ、以て出入船舶の便に備へたりしも、明治二十五年十一月限り之を廢止せり。而して當港は明治三年十月本地の經營に移り、入津料を徵して之が浚疏費に充て、同十八年に至りて大阪府に請願し、以來地方稅の補助を受け、村費を以て浚疏修治を加へて今に至る。

產土神社は南方字青垣山にあり、伊弉諾命・金山彦命を祀れり。正和三年の勸請なり。明治五年村社に列し、同四十年十一月十一日大字小島字住吉山の村社琴平神社（金山）・同菅原神社（菅原）・同事代主神社（事代）・同大字字御靈山の同御靈神社（天皇）・同四十一年一月九日本地字水分の同勝手神社（岡水）・

字春日山の同春日神社（天兒屋）・字住吉山の同住吉神社（夷簡男命・中筒男命・島長帶姬命）・字里の神の同里の神社（大山）・字一言主神前の同一言主神社（事代）・同年一月十三日大字東畠字九頭山の同三輪神社（大物）・大字西畠字森下の無格社神明神社（天照皇）・同大字々白毛谷口の同三輪神社（貴命）を合祀し、同四十二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百八拾參坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・寶庫・神輿庫・客殿・社務所を存す。老松古檜繁茂せり。氏地は本地及び大字東畠・同西畠の全部にして、例祭は五月十五日なり。

興善寺は字西谷にあり、寶樹山と號し、天台宗延暦寺末にして大日如來を本尊とす。文德天皇の勅願に依り仁壽二年慈覺大師の開創なり。寺傳に依れば、初め此の地に幾百年を経たる一大樟樹ありて、下幹空洞を爲し、一の道人其の内に座して多年淨行せるあり、里人之を呼びて樟入道と稱せり。病者あれば祈呪して立ろに之を愈せしかば、事遠近に傳はり、遂に文德天皇の御聞に達しけるに、折ふし天皇御不豫なりしかば、勅を受けて三たび禁闈に入り、苑中に立ちて空に向ひ合掌すること良久うして、五鉢杵及び念珠を感得し、後玉體に近づきて默呪せしに、御惱拭ふが如くに愈えたり。天皇歡喜斜ならず、賜ふに金帛を以てし給ひしも、拜辭して曰く、臣は居住の地に伽藍を建て、大日尊像を安置せんこと多年の宿望なり、願はくば之を許し給はんことをと。言終りて忽然として其の行く所を知らざりしかば、天皇慈覺大師に勅して當山を開基せしめ給ひ、寺地の形勢唐土の大興善寺に髣髴

せるを以て鳳樹山大興善寺と號す。當時は宏壯を極めし大伽藍たりしも、物變り星移り、天正二年兵燹に罹りて堂塔坊舍悉く灰燼となり、本尊のみ寺僧之を達池に投じて僅に其の難を免るゝを得、後一草庵を營みて安置したるに、明暦元年僧専海紀の粉川寺より入りて中興す、現在の堂宇は即ち當時の建立なり。然れども竟に舊觀に復するを得ず、古の大門址を遠く深日の村界に残せり。境内は壹千六百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・納家・大門を存す。外に不動堂・常行堂あり。不動堂に安置せる丈八尺の不動明王像・常行堂に安置せる丈四尺の阿彌陀如來座像及び本堂に安置せる本尊大日如來の座像・脇檀なる丈六尺の藥師如來座像・丈五尺の釋迦如來座像は、何れも慈覺大師の刻なりと傳へ、本尊及び兩脇士は大正四年八月十日國寶となる。本堂の庭に古石檠あり、「和泉國谷川庄興善寺施主沙彌宗實・正平二十一年丙午九月二十八日」の文字を刻せり。宗實は南朝の功臣大納言宗實なり。

理智院は字風呂谷にあり、寶珠山と號し、真言宗仁和寺末にして不動明王を本尊とす。緣起に依れば、聖武天皇の勅に依り、天平年中僧正行基の開創にして、慶長十年領主桑山修理太夫之を再建せりと。豊臣秀吉五十七歳の肉附像を安置す。像は文祿元年三月朝鮮征伐の時、秀吉堺の浦に船を纏して九州に向はんとせしに、偶風起り浪荒るゝこと甚だしかりしかば、此の谷川の浦に船を停めて時の主るを待ち、一日當山に遊びて追風不動尊のあるを聞き、住僧桂忍に海上順風の護摩供養を修せしめしに、風浪全く鎮静しければ大に喜び、弘法大師作の不動尊像を船玉として出帆し、凱旋後自ら載像を

刻み、肉を植ゑて當山に納めしものなりといふ。航海者の崇敬殊に厚し。尙流木觀音のあるは世人の普く知れるところなり。境内は六百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。寺寶に曾呂利新左衛門の作なりといへる狛狗あり。

常見寺は字寺の前にあり、光臺山と號し、淨土宗總持寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文年中託賢上人の開基なり。境内は六百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・立闈・納家・鐘樓・門を存す。外に觀音堂あり。

正教寺は字小田平にあり、寶水山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

瓦は古來本地の名産として夙に聲譽を博し、世に之を和泉瓦と稱せり。其の何れの年代に起りしかばは詳ならざれども、口碑の傳ふる所に依れば、僧正行基の本地を遊歴するに際し、偶土質の粘土にして瓦の製造に適するを發見し、之を試製せしに良好の結果なりしを以て、之を土人に傳へたるもの足り其の濫觴なりと。又いふ、其の試製に係る努乃免賀波良(瓦に布目)と稱するもの今尚大和國某寺に存せりと。兎に角創始の久きを知るべし。瓦の本邦に起りしは遠く上古にあり、即ち崇峻天皇の元年百濟より瓦博士麻奈父奴・陽貴文・陵貴文・昔麻帝彌の四人を獻じければ、詔して瓦を造らしめて、寺院佛閣の屋根を葺かしめ給ひしものは是れ其の嚆矢なり。爾來寺院を造るもの悉く之に倣ひしかば、遂

に寺に瓦葺の異名をなすに至る。皇極天皇の御宇都を大和の飛鳥に遷し、大極殿を葺くに瓦を以てし給ひしもの、是れ大極殿に瓦を用ひられし初めにして、漸次用途を擴張し、元正天皇の神龜元年板屋及び草葺の制を改め、一般民家に瓦を用ひしめ、其の營造に堪へざるものは姑く舊に依らしめ、以來一般に瓦を用ふるに至る。然れども當時尙質朴の時代なりしを以て、其の需用は甚だ盛ならざりしなるべきも、降て徳川時代に至り、其の政略として諸侯伯に巨資を投じて居城を壯觀ならしめ、諸侯伯復た次第に奢侈の風を醸して、壯麗美麗の第宅を構ふるの風を成せしかば、瓦の需用旺盛となる。從て本地に於ける斯業の盛運を極めたりしも當時以後ならん。本地は前にも記せしが如く是れより先、領主桑山氏に依りて築港成り、運輸交通の便開けしかば、其の斯業の發達を助長するの大なりしを想見せらる。爾來盛衰消長一ならざりしならんも、繼續傳承し、明治二十二年に至り谷川瓦製造株式會社を設立して、各自競争の弊風を防ぎ、事業の進歩を圖り來りしも、已に解散して個人經營となり、各戸盛に製造して其の產額頗る多く、製瓦場の本場たるは今も尙昔のごとし。

本地は寛永十九年より徳川氏代官の支配となり、寛文二年大坂城代青山因幡守の役知に轉じ、延寶六年太田攝津守の領地に換り、貞享元年土屋相模守の領地となり、同氏世襲して采女正學直に至り、明治二年六月上地せり、依て土浦藩の支配に移り、同三年十月十四日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第二十五區に屬し、同七年一月二十二日第三大區五小區に

改まり、同年四月二十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區五小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第七聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日東畠村・西畠村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第四十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 東畠

本地は古來日根郡に屬し、もと下莊の内にして犬飼畠・横手畠・石橋畠の三ヶ村なりしが、後合併して東畠村と稱す。舊犬飼畠の名は、八木村大字箕土路の舊名犬飼に同じ、姓氏錄和泉國神別に見ゆる犬養宿禰一族の居りし所ならん。

極樂寺は字横手畠にあり、横超山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百五坪を有し、本堂・庫裏・經藏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字谷川に同じ。

大字西畠

本地は古來日根郡に屬し、もと下莊の内にして佐瀬川畠・池谷畠の二ヶ村なりしが、後合併して西畠村と稱す。

觀音寺は舊佐瀬川畠村の宇前山にあり、明鏡山と號し、淨土宗總持寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺は謂はゆる二宿觀音なり。緣起に依れば、役行者曾て此の峯を過ぎて大悲の像を彫刻せんと欲せしも良材なかりしに、偶紀伊國海士部郡の海渚にて靈木一株を得、自ら尊像を刻して安置し、葛城峯中の靈區を法華の二十八品に表し、此の地を方便品に擬して第二の宿と定め、山田孫太夫累代別當職たりしと。されば當時にありては、觀音を本尊とせしなるべきも、寛永六年僧明秀中興せりといへば、當時轉宗して阿彌陀如來を本尊とせしものならん。境内は四拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂・觀音堂あり。觀音堂は舊本尊の移されしものなるべし。

正願寺は宇毛戸の尾にあり、還賣山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿六年僧得聞の開基なり。境内は壹百四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・浴室を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字谷川に同じ。

61131

大字西畠

本地は古來日根郡に屬し、もと下莊の内にして佐瀬川畠・池谷畠の二ヶ村なりしが、後合併して西畠村と稱す。

觀音寺は舊佐瀬川畠村の宇前山にあり、明鏡山と號し、淨土宗總持寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺は謂はゆる二宿觀音なり。緣起に依れば、役行者曾て此の峯を過ぎて大悲の像を彫刻せんと欲せしも良材なかりしに、偶紀伊國海士部郡の海渚にて靈木一株を得、自ら尊像を刻して安置し、葛城峯中の靈區を法華の二十八品に表し、此の地を方便品に擬して第二の宿と定め、山田孫太夫累代別當職たりしと。されば當時にありては、觀音を本尊とせしなるべきも、寛永六年僧明秀中興せりといへば、當時轉宗して阿彌陀如來を本尊とせしものならん。境内は四拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂・觀音堂あり。觀音堂は舊本尊の移されしものなるべし。

正願寺は宇毛戸の尾にあり、還寶山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿六年僧得聞の開基なり。境内は壹百四坪を有し、本堂・庫裏・立關・納家・浴室を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字谷川に同じ。

欠

欠

終

